

「革命と暴力」に関する覚書

藤 野 豊

1 1972年11月8日

1972年11月9日、『朝日新聞』夕刊に「早大生 リンチで殺される」「革マル派が犯行発表」と題した以下のような衝撃的な記事が掲載された。

九日早朝、東京都文京区の東大病院アーケード下で若い男の死体がみつかった。本富士署で調べたところ、全身にリンチにあったらしい内出血の跡があり、早大第一文学部二年川口大三郎君とわかった。警視庁公安一課は、過激派のなかのトラブルから早大の教室でリンチに遭って殺され、同病院に運ばれたとみて同署に殺人、死体遺棄の捜査本部を置いた。

記事によれば、遺体には、顔、首、胸、背中、足などに長さ5cm、幅5mmほどの内出血が50か所以上もあり、「鉄パイプのようなものでメッタ打ち」にされており、検視の結果、死因は打撲によるショック死とみられるという。「内出血の模様から多数の人間にリンチを加えられた」と推測された。これに対し、日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（革マル派）全学連委員長の馬場素明は、9日午後0時半過ぎに記者会見し、「スパイ活動を批判する中で発生した事件である」と述べた。革マル派は、川口大三郎を対立する中核派の「スパイ」だとしているが、警視庁では確認していないという。

さらに、同記事は川口が革マル派に拉致監禁された事情について、以下のように報じている。

川口君は八日午後二時ごろ、早大文学部前の校庭で学友三人と談笑していた。そのとき、革マル派らしい学生四、五人が近づき、川口君を近くの文学部一二七番教室に連れこんだ。川口君といっしょにいた学友が午後三時ごろ文学部教授に連絡し、一二七番教室に行ったところ、同教室入口で革マル派学生四、五人がピケを張り、はいれなかったという。

結局、この後も大学の教員は午後5時と午後10時の2回、同教室に近づくが教室には入れないままに終わり、大学側から警察への届け出はまったくなされず、9日朝、川口の遺体が見つかり、警察が大学に問い合わせるまで大学側は警察に連絡することはなかった。

これは社会の常識を超越した事件であった。1972年11月8日の白昼、大学のキャンパスのなかで、学生が同じ大学の学生たちに校舎内の教室に拉致監禁され長時間のリンチを受け殺害されたこと、リンチを受けているとき、同じ校舎内では教員が講義し、学生が受講していたこと、学友たちから連絡を受けた教員たちが、監禁されている教室の前まで行ってもなかに入れないまま帰ってしまい、大学当局も警察には連絡しなかったこと、そして、殺害した側が堂々と記者会見をおこない犯行を認めていることなど、通常では考えられないことが起きていた。しかし、早稲田大学では、これは日常であった。革マル派が学生自治会を支配し、鉄パイプや角材などの凶器を自治会室に蓄え、革マル派に批判的な学生に暴行を加えることは、早稲田大学の日常であった。そうであるから、大学側も重大視しなかったのである。革マル派の暴力は、単なる暴力ではなく、思想的背景がある暴力、革命を志す者の暴力であるという認識から、大学当局も個々の教員たちも革マル派の暴力に驚くほど寛容であった。

当初、革マル派の発表により、川口は中核派に所属し、革マル派の活動に対しスパイ活動をしていたとみなされ、いわゆる「内ゲバ」の一環のように報道されたが、川口が中核派とかかわりを持ったのは極めて短期間に過ぎず、事件当時は中核派と縁を切っており、革マル派の暴力支配に抗したがゆえに殺されたことがわかると、報道も変化した。たとえば、『毎日新聞』は、事件当初は「内ゲバ殺人」と記していたが、11月11日付の紙面から「リンチ殺人」と表現をあらためている。こうして、「内ゲバ」ではないという事実が明らかになると、早稲田大学の全学の学生の間から革マル派追放の声が上がり、それは暴力のない自由な学園を求める早稲田解放闘争と称する大きな運動となり、革マル派の自治会執行部は、第一文学部、第二文学部、政治経済学部、商学部、社会科学部、教育学部などで次々とリコールされ、新執行部が選出された。

しかし、革マル派は、そうした自由を求める学生に対しても、鉄パイプや角材を打ち下ろし、多くの学生を傷つけた。そして、大学当局は、終始、革マル派を庇護し続けた。革マル派は、以後も、大学の庇護の下で暴力をほしいままにおこない、早稲田に生き続けた。

川口虐殺以後の早稲田解放闘争の経緯は、第一文学部学生自治会の臨時

執行部の委員長となり、それゆえ、自らも革マル派の暴力により重傷を負ったジャーナリスト樋田毅が、克明に記録している。¹⁾ 早稲田解放闘争の詳細は、樋田の著書に譲り、わたくしは、川口大三郎の虐殺を引き起こした「革命と暴力」の論理について追究する。

早稲田大学当局が革マル派の暴力に寛容であった一つの理由は、高木正幸が指摘するように「革マルの力を利用して大学の平和を保とうとしてきた」ことにある。すなわち、大学当局は、日本共産党・日本民主青年同盟（民青）の勢力が大学内に浸透しないように、革マル派を利用して共産党勢力を排除してきたということであり、²⁾ 革マル派は大学当局の共産党対策のための暴力装置として機能していたのである。

しかし、理由はそれだけではなく、より重要な理由として、戦後日本で、革命をめぐる論議が自由となり、さらに革命を求める政治活動も自由になったにもかかわらず、日本共産党や日本社会党は、革命にともなう暴力についての具体的な議論をあえて避け曖昧なままに放置し、また、革マル派などの「新左翼」は「革命的暴力」を正当化してきたことがあげられる。わたくしが、小稿で追究するのは、この点である。「革命と暴力」について曖昧な態度をとるということは、それを黙認しているからである。川口は、「革命的暴力」を黙認、もしくは公認する政治状況の下で虐殺されたのではないか。この疑問について明らかにすることが小稿の課題である。

敗戦から1972年に至る戦後日本の革命運動史における「革命と暴力」をめぐる議論をたどり、革命を求める政治勢力の「革命と暴力」をめぐるどのような認識の下で1972年11月8日という日が訪れたのか、以下、それを叙述していく。

なお、小稿は、川口大三郎を死に至らしめたことへのわたくしの償いとして執筆される。わたくしは川口に部落差別の現実を知らせ、彼が部落解放運動に参加する道を開き、彼はその過程で一時期、中核派の集会やデモにも参加することとなり、その結果、革マル派に虐殺された。わたくしは、川口の死に重い責任を負う当事者の一人である。文中、川口大三郎には「君」とか「さん」という敬称を付けなかったが、それは、「川口君」と書くことにより、あたかもわたくしが第三者の立場にいるような叙述になることを避けるためである。

2 戦後民主主義が生み出した「革命と暴力」

敗戦により、治安維持法が廃止され、日本国憲法には思想信条の自由が基本的人権として明記された。これにより、革命について公然と議論する

ことが可能となった。その議論のなかで、「革命と暴力」は重要な論点となっていた。まさに、戦後民主主義が「革命と暴力」に関する議論に門を開いたのである。レーニンが、「プロレタリア国家のブルジョア国家との交替は、暴力革命なしには不可能である」（『国家と革命』第1章）と断言したことをそのまま教条的に信奉するのか、それとも戦後民主主義の下での政治的、社会的変化に順応して柔軟に修正するのか、それが大きな論点となっていく。戦後、公然活動を展開した日本共産党、そして英国労働党を理想とする社会民主主義者から労農派のマルクス主義者までを網羅した日本社会党における議論を検討していく。

(1) 日本共産党における「革命と暴力」

治安維持法も廃止され、公然活動を開始した日本共産党は、明治維新を絶対主義的改革ととらえた1932年5月のコミンテルンによる「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」（32年テーゼ）にもとづき、当面する革命は社会主義革命に転化しうるブルジョア民主主義革命と規定していた。占領下の民主化は、ブルジョア民主主義革命の契機であった。占領軍を「解放軍」とみなした判断も、そこに由来する。

1945年12月1日、戦後の最初の党大会となる第4回党大会で決定された「日本共産党行動綱領」で「専制主義および軍国主義からの世界解放の軍隊としての連合軍の日本進駐によって、日本における民主主義的変革の端緒が開かれるにいたった」と述べ、³⁾ 1946年2月25日の第5回党大会における「宣言」で「日本共産党は、現在進行しつつある、わが国のブルジョア民主主義革命を、平和的に、かつ民主主義的方法によって完成することを当面の基本目標とする。故に、党は資本主義制度全体を直ちに廃止して、社会主義制度を実現することを主張するものではない」と明言し、ブルジョア民主主義革命から社会主義革命への移行についても「党は暴力を用いず、独裁を排し、日本における社会の発展に適応せる民主主義的人民共和国政府によって、平和的教育的手段をもってこれを遂行せんとするのである」と、暴力革命もプリレタリア独裁も否定した。⁴⁾

共産党が求める革命の具体像について、書記長徳田球一は、1946年初頭、まずは、天皇制を打倒して人民共和政を樹立することであると主張した。徳田は、社会党に対し議会中心主義であると批判し、共産党議員の議会活動は「大衆闘争と密接に結合するもの」であり、「議会は大衆に天皇政治の暴虐と不当不正を暴露し、之を打倒する舞台となるに過ぎない」存在とみなし、「天皇制、即ち天皇と其宮廷、軍事、行政官僚、貴族寄生

的土地所有者及独占資本家の結合体を根底的に一掃することなしには、人民は民主主義的に解放せられず、世界平和は確立せらるるものではない」と述べ、天皇制の打倒なくして「ポツダム宣言は遂行せられるものではない」と断言した。徳田は、「ファシズム及び軍国主義からの世界解放のための联合国軍隊の日本進駐によつて、日本に於ける民主主義革命の端緒が開かれた」ことに感謝し、联合国軍により着手された民主化をより徹底するための革命が必要であると訴えたのである。まさに、ポツダム宣言の趣旨を徹底するための民主主義革命が求められていた。

政策としては、徳田は、GHQが進める小作農民が地主から有償で小作地を買い上げる農地改革ではなく、「寄生的土地並に山林原野を主とする遊休土地の無償没収と其の農民への無償分配」を重要な課題にあげていた。しかし、土地を無償で収奪され、生活の基盤を失う地主に対しては、「人民が死ぬ代わりに地主や貴族や大資本家が死ぬとよい。働かない者を生かして働く者が死なねばならぬと云ふ必要はない」と言い放った。

それでは、どのようにして、天皇制を打倒するのか。それについては、徳田は、ブルジョア民主主義革命のための統一戦線組織として社会党などと人民解放聯盟を結成し、その下で「人民共和政府」を樹立し、「天降り憲法の廃止と人民による民主憲法の設定」をおこなうという道筋を示すが、いかにして「人民共和政府」を樹立するかという重要な戦術については、語っていない。徳田は、「革命と暴力」の問題についての具体的な言及を避けた。⁵⁾

当時、共産党は暴力革命を否定することに躍りになっていた。共産党中央委員会教育宣伝部は、「共産党は暴力革命やプロ独裁をやる党だからこれと手をにぎることは危険だ」という説は「反共デマ」であると反駁する。共産主義の実現について「大衆がまだそれを理解せず支持してもいないうちに、たとい一時の方便としてであつても、暴力や強制でこれをやろうとするものではありません」「われわれは忍耐づよく、大衆を啓蒙し、たえずこれを組織し、大衆自身の欲する行動の先頭に立つことによつて、人民とともに、人民の幸福な社会建設に進みます」と述べ、1946年の第5回党大会で「[暴力を用いず、独裁を排し、平和的教育的手段によつて]ゆく」と宣言したと強調していた。⁶⁾

たしかに、1946年2月25日、共産党は、第5回党大会で「ブルジョア民主主義革命が完成されたのちに「民主主義的方法により資本主義制度よりもさらに高度なる社会制度、すなわち人が人を搾取することなき社会主義制度へ発展せしむることを期する」のであり、「これが実現にあたって

は、党は暴力を用いず、独裁を排し、日本における社会の発展に適応せる民主主義的人民共和政府によって、平和的教育的手段をもってこれを遂行せんとするものである」と明言していた。⁷⁾

しかし、教育宣伝部は、以下のようにも述べているのである。

もし、すべての人民大衆からすでにきらわれ、のろわれ、その圧制がたえがたいものとなつている支配階級の政府が、大衆の要求と自主的な行動を武力や暴力で弾圧しようとしたため、逆に大衆の反抗によつて打倒されるということが、「暴力革命」であるというならば、過去の歴史にあつた革命は、みな「暴力革命」だといわねばならなくなり、アメリカ人が誇つている独立革命も、日本人が忘れえない「明治維新」も、みな暴力革命だとして、排斥せねばならなくなるでしょう。

この説明は、明らかに暴力革命の肯定である。野坂参三も、第5回党大会の宣言について説明するなかで、「平和的・民主的な方法によつて民主主義革命をやつて、さらに社会主義革命の方向にこれをもつてゆく。民主主義的な方向とは議会的な方法によつて、われわれは政権を獲得し、さらに社会主義の方向に政権をもつてゆく」と明言したが、その一方で、以下のように「平和的な革命の方法をとると党の規律・闘志が緩みはしないかという意見」に反論している。

われわれが平和的といふのは淑女のやうに銀座の街を歩くのではない。今までのやうな暴力的ではないつまり武装蜂起をやらないで革命をやること。われわれはなんもしないでおとなしくするのではない。共産党は革命的な団体で、われわれは革命を遂行する。この革命は決して銀座の街をシツシツと歩くやうな行き方では決してできない。われわれの前には大きな障碍物・沢山の敵がある。これをわれわれは突破しなければならない。あくまでわれわれは戦闘的でなければならない。この意味においては、諸君が平和的といふのはおとなしくやると誤解するのは正しくないと思ふ。⁸⁾

「愛される共産党」と語った野坂ではあったが、その主張は、平和革命とは武装蜂起をおこなわない革命であるという認識によるものに過ぎず、革命の過程における暴力の行使については、それも有り得ることを示唆していた。

このように、共産党は、武装蜂起による暴力革命は否定しているが、国家権力への抵抗としての暴力の行使は否定していない。そして、「マルクス・レーニン主義は、国によつていろいろに異なり、また時とともに変化する社会を、正しく研究し、その正しい把握にもとづいて、労働階級と人民を解放するにもつとも適当な方法を定める」のであり、「われわれ日本の共産主義者は、日本の歴史と今日の状態を研究し、わが国の国情に適した方法で、すなわち、官僚と大資本の権力政治を廃止する」と述べている。⁹⁾ これによれば、「社会の変化」や「今日の状態」によっては、暴力革命もあり得ることとなる。共産党は、日本の現状では暴力革命を選択しないと述べているに過ぎない。

同様に、1947年7月5日、第一回国会の参議院本会議で、質問に立った共産党の細川嘉六は、社会党の片山哲首相が共産党とは一線を画す方針を示したことに対し、「昨年我が党の大会において、暴力革命及び独裁政治はこの日本の現状及び国際の情勢において必要はないと公言した」と強く抗議したものの、言葉を継いで「必要な条件があつて初めて暴力革命或はプロレタリア独裁政治を主張しなければならん」とも述べている。¹⁰⁾ やはり、細川の発言は、現状では暴力革命もプロレタリア独裁も実行しないというだけであつて、将来において、情勢が変化すれば実行する可能性があることを示唆していた。このように、共産党において、「革命と暴力」の問題への態度は曖昧であつた。ブルジョア民主主義革命により政権を獲得するうえで、国民の広い支持を得るためには暴力革命を否定するものの、革命の過程において状況次第では暴力の行使も否定しないということが共産党の戦略であつた。

共産党が曖昧にしていた「革命と暴力」の問題に、共産党員として明確な態度を示したのが、神山茂夫である。神山は、昭電疑獄で社会党が国民の信頼を失い凋落し、代わつて共産党が議席を4から35に伸ばした1949年1月の第24回総選挙で当選し、その年に『暴力と共産主義』を著している。

神山は、そのなかで「共産主義は、一定の条件があり、大衆がもとめ、それが必要な時には「実力行使」や「違法行為」をおそれるものではない。だが、無暗な個人的腕力行為や暗殺や一揆的行為を正しいとしたり、これを支持したりするものでもない。要は、時と所と条件に感じ、大衆自身の希望と運動の発展段階に応じてきめるべきである」と明言し、大衆が求め、条件が整えば暴力を行使した革命を起こすことを示唆した。たしかに、神山は「共産主義理論の中に、社会の発展のために敵が暴力機関で全人民を抑圧しているような場合には、暴力的な方法による革命が必要だ」というこ

とをいつているのであつて、それがただちに今日日本共産党が暴力をふるうということも意味しない」とは断っているが、その一方で、暴力革命が可能となる条件として、「勤労大衆の生活がどん底までおちいつて」「死をも恐れない決意が生じた時」、「支配階級が統治能力を失つて分裂し、下からの勢力がこの敵のさけ目を突いて爆発しうる、というような時」、労働者が共産党を支持し「多数の人民的勢力が結集し、如何なる困難とも斗おうという決意をするような客観的な条件があるとき」という3つの場合をあげていた。¹¹⁾

このように、共産党は、原則として平和革命を目指し、暴力革命を否定してはいるものの、それは現状では否定するという限定的な解釈であり、情勢が変化すれば暴力革命を起こす可能性は否定していなかった。しかも、暴力革命を武装蜂起のような行為に限定し、平和革命であっても暴力の行使はあり得るとする認識に立っていた。そもそも、階級闘争を主張する以上、その手段としての暴力、革命にともなう内乱や社会主義国家を防衛する戦争を否定することはあり得ない。共産党は、日本国憲法公布当初から、自衛権を主張して憲法に反対していた。¹²⁾そして、そうした認識は、周知のごとく1950年代に現実化する。

1950年1月、コミンフォルムによる占領下の日本で平和革命をおこなうという方針への批判がなされると、これを機に共産党は「国際派」と「所感派」に分裂し、そうした混乱のなかで武装闘争が実行に移された。1951年10月の第5回全国協議会（五全協）で決まった党の綱領「日本共産党の当面の要求」は、「新しい民族解放民主政府が、妨害なしに、平和的な方法で、自然に生まれると考えたり、あるいは、反動的な吉田政府が、新しい民主政府にじぶんの地位を譲るために、抵抗しないで、みずから進んで政権を投げ出すと考えるのは、重大な誤りである」「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によって達成しうると考えるのはまちがいである」と断言し、武闘を実践した。¹³⁾そのために、山村工作隊や中核自衛隊が組織されたが、その結果、国民の信を失い、1952年10月の第25回総選挙では、すべての議席を失った。

このような党の分裂状態の渦中にあつた1951年2月、東京大学の構内で、東大細胞の不破哲三、戸塚秀夫、高沢寅男に対する「スパイ」容疑の査問・リンチ事件が起きた。リンチに加わつた安藤仁兵衛は、不破と戸塚の顔が変形してもかまわず殴り続けたと回想し、当時の心境について「自分を保護しようとする気持が働いたのではないか。つまり自分だけが手を下さないでいることによって生ずる他の同志たちの目を意識したに違いな

い」と説明している。¹⁴⁾ 革命の過程における暴力の行使を認めるだけではなく、暴力革命に舵を切ろうとしていた共産党において、「スパイ」の疑いを受けた者に対する慈悲はなく、むしろ暴力を行使することにより自らの党への忠誠が示されたのである。こうした心理は、仲間を次々とリンチし殺害した連合赤軍、海老原俊夫を虐殺した中核派、そして川口大三郎を虐殺した革マル派にも共通するものであろう。リンチを実行した武井昭夫は文芸評論家となり、力石定一は法政大学工学部教授となる。リンチの被害者である不破は共産党書記局長、中央執行委員長に、戸塚は東大社会科学研究所教授に、高沢は社会党左派の論客となっている。彼らが、自らが加害者、被害者としてかかわった「革命と暴力」についてきびしく総括し、革命運動の戒めとしていれば、連合赤軍のメンバーや海老原、川口の悲劇は防ぎ得たかもしれない。安東にしても、リンチ事件の加害の責任を明らかにしたのは1976年のことである。社会に向かって発言できる立場にあった彼らは、共産党内における暴力を容認していたことになる。

暴力容認、武装闘争の実践により党勢が衰退した共産党は、1955年7月の第6回全国協議会（六全協）で、これまでの武装闘争を「極左冒険主義」と批判し、党は統一された。しかし、六全協でも、武装闘争の根拠となった1951年の五全協で決定された綱領「日本共産党の当面の要求」は維持された。

その後、1958年7月の第7回党大会で1951年の綱領を廃止するが、この大会で書記長となった宮本顕治が、中央委員会の報告のなかで、「革命と暴力」に関する重要な発言をおこなった。宮本は、平和革命を前提としつつも「反動勢力が弾圧機関を武器として人民闘争の非流血的な前進を不可能にする措置に出た場合には、それにたいする闘争もさけることができないのは当然である。支配階級がその権力をやすやすと手ばなすものではけっしてないということは、歴史の教訓のしめすところである。われわれは反動勢力が日本人民の多数の意志にさからって、無益な流血的な弾圧の道にでないように、人民の力をつよめるべきであるが、同時に最後的には反革命勢力の出方によって決定される性質の問題であるということもつねに忘れるべきではない」と述べ、革命において暴力を行使するかどうかは、「反革命勢力の出方」次第であることを明言した。そして、「平和的な手段による革命の可能性の問題をいわば無条件的な必然性として定式化する「平和革命必然論」は、今日の反動勢力の武力装置を過小評価して、反動勢力の出方がこの問題でしめる重要性について原則的な評価を怠っている一種の修正主義的なあやまりにおちいる」とまで言い切った。¹⁵⁾ 共産党

は、明らかに状況によっては革命に暴力を行使することもあると宣言したのである。

この宮本の発言は重い。公安調査庁は、岸信介内閣の閣議に提出するために1960年3月1日に作成した報告書において、宮本の発言を根拠に、共産党について「暴力革命主義の堅持」と断定した。¹⁶⁾

そして、1961年7月の第8回党大会で、当面の革命を「アメリカ帝国主義と日本の独占資本の支配」に反対する「あたらしい民主主義革命、人民の民主主義革命」と位置付け、その達成をもって「労働者階級の歴史的使命である社会主義革命への道」が切り開かれるとする新しい綱領を決定した。そして、「あたらしい民主主義革命」のためには、労働組合、農民組合など大衆の組織を確立し、「民主的党派、民主的な人びととの共同と団結」による「民族民主統一戦線」を結成し、「党と労働者階級が指導する民主民族統一戦線勢力」で「国会で安定した過半数をしめることができるならば」、「革命の条件をさらに有利にすることができ」、そうした政権の下で「君主制を廃止し」、「人民共和国をつくり」、「国会を国の最高機関とする人民の民主主義国家体制を確立する」という展望を示した。

ここまでが、「あたらしい民主主義革命」の段階であり、そのうえで、さらに「プロレタリア独裁」「社会主義的な計画経済」を実現する社会主義革命に移行すると「綱領」は述べているが、どのように、「あたらしい民主主義革命」から「プロレタリア独裁」に移行させるかについては、言及していない。¹⁷⁾「綱領」は、「あたらしい民主主義革命」については、国会で多数を占めるという平和革命の過程をとりながら、その先にある「プロレタリア独裁」に至る社会主義革命の具体像を示さないままに終わっている。したがって、以後も、共産党は将来の暴力革命の可能性を払拭しないまま、当面は議会主義の道を歩んでいくことになる。

1970年7月1日、第11回党大会で書記長として民主連合政府の樹立を目指す中央委員会報告をおこなった宮本顕治は「われわれは、日本における革命においても、民主連合政府が権力をとった場合に、これを不法な暴力で転覆しようとするものにたいする政府としての反撃の権利を、敵の出方論の典型的なものとして説明しています」と述べ、いかなる暴力の行使も否定する「絶対平和主義」は「夢想主義」であり、「国民がえらんだ合法的な政府が、一部の無法な暴力に無抵抗で降伏することを要求する非現実的主張」であると、否定した。¹⁸⁾ここでも、宮本は、敵の出方によっては革命過程における暴力の行使もありうることを強調していた。

結局、共産党は「平和革命」を唱えつつ、革命の過程で「暴力と衝突せ

ねばならない必然性」は否定していないのであり、文芸・社会評論家の中島誠は暴力と遭遇した場合の対応を「でたとこ勝負だというふうに主観的願望に解消してしまうのは、階級政党としての指導性としては、無責任である」と指摘している。¹⁹⁾ たしかに、この「無責任」ゆえに、共産党は以後も暴力を容認する姿勢を一掃し得なかった。

一方、六全協は、武装闘争を進めてきた党員に大きな衝撃を与え、共産党を離脱したひとびとによりプロレタリア革命に向けて武装闘争を主張する新たな革命の前衛が求められていった。こうして、「新左翼」と称される新たな共産主義勢力が台頭する。1957年に「反スターリニズム」を鮮明にした日本革命的共産主義者同盟（革共同）が、1958年に共産主義者同盟（共産同）が結成され、60年安保闘争では、国会構内に突入した共産同が主導する全学連主流派と警官隊との乱闘のなかで、樺美智子が死亡するという惨事が起きた。

その後、共産同は四分五裂し、革共同もまた、1963年に全国委員会（中核派）と革命的マルクス主義派（革マル派）に分裂する。川口大三郎を虐殺した革マル派はこうして誕生した。

これに対し、暴力革命を原則として否定した共産党も、すでに述べたように、けっして暴力そのものを否定したわけではない。1968年11月12日、「新左翼」諸党派による全学共闘会議（全共闘）が全学パレード封鎖をしていた東京大学構内で、封鎖に反対する民青を支援する共産党の「あかつき行動隊」は木刀などで武装して角材で対抗する全共闘と激突、暴力により撃退している。²⁰⁾

共産党は、「新左翼」を「トロツキスト」として敵視し対立していくが、1969年5月27日～29日の『赤旗』に、「トロツキストの暴力にたいする正当防衛」という中央委員会法規対策部長青柳盛雄の署名原稿を掲載した。そこにおいては「トロツキスト分子の暴行にたいして、いっさいの暴力に反対とか非暴力主義とかの名のもとに、適切な正当防衛の措置をとることをも否定するならば、それは、けっきょくにおいて、かれらの暴力におびえてこれに屈することになり、かれらをますますつけ上がらせ、その蛮行をいっそうほしいままにさせるだけです」と明言し、正当防衛の暴力を認めていた。「正当防衛権はみとめるが、その措置を「暴力」でおこなうのはいけないなどという」考え方に対しては、「もともと正当防衛という観念は、不当不法な暴力によって権利が侵害されるのを阻止するための行為であり、そのための必要な力はやむをえないことを是認することのうえになりたっているのです」と否定した。²¹⁾ 平和革命を唱えつつも、そ

の過程での暴力の行使を否定しない共産党の姿勢がここにも反映していた。それゆえ、1971年6月19日には、沖縄人民党（復帰後は日本共産党沖縄県員会）・民青と革マル派が琉球大学で衝突し、その渦中で革マル派の町田宗秀が死亡するという事件も起きている。共産党も対立する勢力に対して、けっして暴力を行使しなかったわけではない。共産党もまた、「内ゲバ」の一翼を担ったのである。こうして「革命と暴力」は国家権力に向かって行使される問題だけではなく、対立する共産主義の他勢力にも向けられた問題となっていた。

(2) 日本社会党における「革命と暴力」

1945年11月2日、戦前の無産政党関係者が大同団結して日本社会党が結成される。社会党には、社会民主主義者から労農派のマルクス主義者まで幅広いひとびとが結集した。1947年3月に公開された党の「運動方針書」では、共産党が主張する「謂ゆる平和革命」は、「占領下という特殊の事態によぎなくされた暴力革命の消極的な形態にほかならない」と批判したうえで、「平和的、民主的建設を志向する社会民主主義と、暴力革命と独裁制を志向する共産主義」とを対比し、社会党は「社会民主主義の原則を信奉する」と明言した。社会党のこうした方針は、「新憲法の施行によって社会主義の平和的建設を可能にするような広汎な民主主義が確立されるであらう」という認識によるものであり、「運動方針書」には「敗戦の事態と新憲法の制定は、はからずも画期的な民主主義革命を断行し、そこに社会民主主義の推進のために、洋々たる前途の展望が開けるに至った」という判断が示されていた。²²⁾

書記長となった浅沼稻次郎も「日本社会党は、無血平和民主革命の大道を驀進し、敗戦と経済恐慌と国内階級諸対立の先鋭化の中に、社会民主主義の大旗をかざすと明言し、1948年の運動方針において、「封建的支配機構の崩壊、民主主義革命の進行にともなひ、国会が実質的な政治権力をにぎり国会を通じ民主主義的に社会主義を実現する道が開かれた」として「平和革命の方式」を採ることを明確に示した。そこでは、ゼネストによる政権奪取についても「政治的経済的混乱を惹起」するとして否定し、「国会を通じて政権を獲得する」社会民主主義の道が「唯一の社会主義実現の方法」であることを強調していた。²³⁾

しかし、社会党には労農派のマルクス主義者も参加、あるいは影響力を行使していた。1948年4月、労農派の山川均、向坂逸郎（九州大学経済学部教授）、高橋正雄（同）が、来たるべき革命について縦横無尽に語り

合った。かつて、向坂とともに人民戦線事件に連座した経験をもつ高橋は、敗戦後の占領下の民主化により「革命を公然と語る」ことができるようになり、「言論を自由にやれる権利」「組合を作り、雇主や地主と団体交渉をしたり、ストライキなどをやる—そういうことを自由にやれる権利」「好きな政党を作り、候補者を立て、多数を得たら政府を作る—そういうことを自由にやる権利」を得たことを喜び、「われわれが、家庭、職場、組合、政党、等々、あらゆるところで、われわれに與えられた自由と民主主義とをわれわれの努力で肉もつけ、血も通うようにしなければならない」との決意を述べている。

山川らは明治維新をブルジョア民主革命ととらえており、占領下の民主化政策も、その延長線上で理解していた。向坂は、明治維新以来のブルジョア民主主義革命で、「し残されておつた部分が、今度の敗戦の結果、民主主義革命の対象となつた」と語り、議論は、ブルジョア民主主義革命の次の社会主義革命に移っていく。²⁴⁾ その議論のなかで、来たるべき革命は、平和革命か、暴力革命かということが大きな論点となった。

向坂は、平和革命と暴力革命の区別は「一番厄介な問題」であるとして、そもそも「あらゆる革命がなんらかの階級的な力を使用されなくて出来るということはない」のであるから、平和革命と暴力革命との「区別はしにくくなる」という前提に立って発言を進めている。

向坂が考えている暴力革命とは「武装蜂起というような国内の内乱等」により起こされる革命であり、「社会制度の根本形態を憲法によりながら改める」という方法を採用すれば「そのために力の行使がある程度あつても、暴力革命ではない」、すなわち平和革命であると主張する。向坂の論は、合法的な選挙により社会主義政党が政権を握り、そのうえで憲法を改正して社会主義革命を実現し、その際、反対勢力を実力で封じ込めたとしても、権力奪取の方法が合法的であれば、暴力革命ではなく平和革命であるというものである。²⁵⁾ こうした向坂の発言は、すでに述べた日本共産党の認識とも共通するものであり、この発言を受けて、民主人民戦線の結成を日本社会党と日本共産党に呼び掛けていた山川も「民主的な方法で行けるという場合でも、もちろん階級間の摩擦もあるだろうし、一方の階級の勢力が反対の階級にたいして圧迫を感じさすというようなことももちろんあるでしょうが、とにかく民主的に定められている国家機構をつうじて行われる革命は平和革命になる」と同調した。²⁶⁾

その後、議論が白熱すると、山川は「すべての革命は、暴力革命にしても平和革命にしても、力によつておし進められるもので、この限りでは本

質的なちがいはない」とまで言い切り、向坂も「平和革命というと議会の話し合いだけで行われる革命だと考えたり、産業の国有化を少しずつ進めて行けばいつの間にか社会主義社会になる、と考えたりするような議会主義と同じ主張と思うのは誤り」で、「いかなる種類の革命でも、階級闘争の一つの頂点において闘われる革命であるわけですから、階級間の抗争の結果として生れない革命はありません」と、いかなる革命でも暴力がともなうことを認めている。²⁷⁾

こうした議論の結果として、革命の結果として確立されるプロレタリア独裁についても、向坂は、独裁も「民主主義の一つの内容を示している」と述べ、山川も「階級独裁も民主主義の一つの形態」であると答える。山川によれば、プロレタリア独裁は、支配階級となった「プロレタリア階級の内部だけでおこなわれている民主主義という意味で、民主主義の一つの型」であるということになる。²⁸⁾

山川、向坂、高橋らは、1951年に社会主義協会を結成し、日本社会党に大きな影響力を与え、特に社会党左派の理論的支柱となっていく。こうして、社会党内には、議会主義を重視し、日本国憲法を守り保守政党との政権を争う社会民主主義勢力（右派）と、一度、政権を握れば、反対する保守勢力は暴力を行使しても弾圧し、憲法改正をおこないプロレタリア独裁を目指す共産主義勢力（左派）とが共存する形となり、党内対立が恒常化していった。左派は表面上では平和革命を掲げているものの、暴力の行使は否定していなかった。

後述する1949年の第4回党大会で、右派の森戸辰男により議会政策を通した平和革命を求める運動方針案が提出されると、向坂逸郎は「社会の水面が微動だにせず資本主義から社会主義に移るといようなことは考えられない」「如何なる平和的革命も、社会的な力の対立と抗争なくしては考えられない」と批判して、森戸案が「階級間の力の抗争を考える限り、力の抑圧関係を考えないことはやはり一つのナンセンスである」と酷評した。もちろん、向坂は「階級闘争は武力闘争を必ずしも意味するものではない」と断ってはいるが、森戸案が、政権奪取後に憲法を改正して独裁体制を確立すること否定していることについてもきびしく批判し、「平和的であれ、武力的であれ、階級闘争なくして革命はない」と言い切っている。²⁹⁾ 向坂にとって「[平和的]革命はかぎりなく暴力革命に近い」ものであり、プロレタリア独裁は当然のことであった。³⁰⁾

以後、社会党は、サンフランシスコ平和条約の評価めぐり、1951年10月、左右に分裂、1955年10月に左右統一が実現するまで、こうした左右両

派の対立状態が続く。左派社会党の綱領には、「政治権力の移行は、武力蜂起をもってではなく、平和的に、すなわち国会活動を通じ、民主主義的な社会的な力の基盤の上でのみ行なわれる」と明言され、まず、中央、地方を通じて社会党が議会の絶対多数を占め、そうした状態を安定化、恒久化させたいという「社会主義の原則にしたがって憲法を改正し、基本的な産業の国有化または公有化を確立し」、行政機構や教育、新聞、出版、放送などの諸機構を「社会主義の方向に適応させ」、「社会主義建設を妨害するいっさいの暴力機構を解体する」という社会主義革命の具体的な道筋が示されていた。³¹⁾ 「社会主義建設を妨害するいっさいの暴力機構」とは、現状の警察や自衛隊を指すであろう。保守政権の下で治安を維持してきたこうした組織が、平和的に解体できるのであるだろうか。左派社会党の綱領は、こうした現実的な疑問には触れず、平和革命を力説していた。

社会主義協会は、1968年9月に開催した第2回大会で「社会主義協会テーゼ—社会主義革命の道」を満場一致で採択した。その「テーゼ」において、社会主義協会は、「労働者階級の経済的、政治的な日常の利益のために献身し、憲法改悪反対闘争を中心とする原水禁その他の平和と民主主義と自由のためのいっさいの運動に全力をあげ」、「社会主義のための「政治的軍隊」をつくりあげること」により、社会主義革命は「国会をつうじて武装蜂起なしに、平和的に遂行される」と述べている。しかし、そのあとで、革命を「武装蜂起によるか、組織力を土台とするかは、われわれの希望や恣意にしたがって決定されるものではない。国家権力の平和的移行をたんなる可能性と考える理論からは、相手の出方しだいであるという結論しかない」とも述べている。³²⁾ 社会主義協会は、平和革命を原則としつつも、それは共産党と同様に「相手の出方しだい」という条件が必要であった。社会主義協会の影響下にある社会党の左派にはこうした暴力行使についての曖昧さが残された。

一方、社会党右派においても、前述した1949年の第4回党大会に森戸辰男が提出した運動方針案で、国会の安定多数を持続させることで社会主義を実現する途を示し、「わが党は、民主的、平和的な方式により、したがって合理的、建設的な手段によつて社会主義の実現を期する、暴力と破壊による、または混乱と破局化を必至とするような社会革命は、われわれのくみするところでない」「ヒューマンイズムの現実立って、人間の生命と自由とを危殆におとしおける暴力と破壊に反対する」と明言していたが、「民主主義体制を転覆しようとする反動革命にたいしては、手をこまねて傍観することなく、あらゆる実力を動員してこれを粉碎する決意」を表明

していた。³³⁾ 森戸は、この「あらゆる實力」について具体的には示していないが、社会主義に反対する勢力には暴力的措置を行使する可能性も残していた。向坂から酷評された森戸案においてさえ、反体制勢力に対する対抗策として暴力の行使の余地を残していた。結局、社会党においては、左派はもちろん、右派においても平和革命の過程における暴力の行使を明確には否定していない。「革命と暴力」の問題は社会党においても曖昧なままにされていた。

社会党左右統一後も、平和革命の過程における暴力の行使について、社会党は曖昧な姿勢を続けた。1964年の第23回、第24回党大会で承認され、以後、1986年まで社会党の事実上の綱領であった「日本における社会主義への道」においても、国会を通じての平和革命を主張するが、その過程において「議会と大衆闘争による民主主義的方法によって、国民の間に民主的多数派を結集して、反動勢力を政治的に孤立させ、抑制し、反革命的な暴力の発動を抑止」すると述べるだけで、どのように「抑止」するかという点については、明示することを避けた。³⁴⁾

こうした社会党の曖昧さが、1965年に社会党青年部を母体とした日本社会主義青年同盟（社青同）から解放派を派生させ、解放派はその政治組織である革命的労働者協会（革労協）とともに「新左翼」として暴力革命の道を行んでいく。1965年に社会党が、その支持母体である日本労働組合総評議会（総評）青年部とともに結成した反戦青年委員会にも社青同解放派や、中核派、革マル派の影響が広まると、1969年6月19日、総評は社会党に対し「反戦青年委員会に関する質問とわれわれの態度」を突き付け、「総評が日本社会党を支持しているのはすでに御承知の通り社会党がその綱領において規定している平和革命路線が正しいと考えているから」であり、解放派や中核派などの「左翼急進主義者」の活動は「労働運動の大衆的發展にはむしろマイナスをもたらしている」と批判、「社会党が一時的な新左翼などの動向にとまどいすることなく、その本質を見極め、また労働組織に対して将来にわたって内ゲバ、職場占拠など組織混乱のおそれある組織にたいし党の綱領にてらし基本的にあらためられるよう希望」した。「新左翼」に寛容な社会党に対し、総評が暴力に対するきびしい対応を求めたのである。³⁵⁾

これに対し、社会党は「反戦青年員会に対するわが党の態度」で回答し、「新左翼」に対し、「街頭行動で権力を奪取し得るとして広く大衆との共同行動を否定し、自己の主張と相反するものには内部においてさえ直ちに内ゲバをもって立ち向かうのが実体であり、このグループとは現在

の段階で行動の一致ははかれないと考え、わが党は、「左翼急進主義」諸グループと共闘しておりません」と明言した。³⁶⁾ 社会党は総評から突き上げられ、「新左翼」との「共闘」を否定するものの、絶縁するというような強い拒否の意思を示さなかった。以後も、社会党は「新左翼」への寛容な姿勢を一掃できなかった。

このように、共産党も社会党も、平和革命を掲げながら、暴力の行使には曖昧な姿勢を取り続けた。

共産党は「新左翼」を「トロツキスト」ときびしく批判するものの、それへの対応上では暴力を行使していた。前述したように、琉球大学では、沖縄人民党と革マル派の「内ゲバ」により革マル派の町田宗秀を死亡させるという事件も起こしている。社会党も総評の労組内や反戦青年委員会内の「新左翼」に対しては批判しつつも寛容な姿勢を保ち続けていく。こうして、「革命と暴力」に対する曖昧な政治状況が、「革命的暴力」というものを許容する社会をつくりあげていた。革マル派の暴力は、思想的背景のある暴力であって、暴力一般とは異なるからやむを得ないという愚かな、そして保身のための理解が、早稲田大学の教員たちを覆っていたことの背景には、こうした実情があった。川口大三郎は、それはおかしいと声を上げたがゆえに、大学当局と教員たちの黙認の下、革マル派に虐殺されたのである。

3 川口大三郎虐殺をめぐる「革命と暴力」の連鎖

(1) 革共同革マル派による虐殺正当化の論理

1970年8月3日、中核派が東京教育大学生で革マル派の活動家であった海老原俊夫を拉致し、自派が支配する法政大学の校舎の地下室で集団リンチにより殺害、遺体を東京厚生年金病院の玄関前に遺棄するという事件が起きた。死因は全身打撲と失血によるショック死で、海老原は足を縛られ、キリや針で突かれたり、殴られたりしたと見られた（『朝日新聞』1970年8月5日）。東京教育大学の革マル派組織である全学学生共闘会議は、「海老原君虐殺糾弾！ 虐殺者中核派に階級的鉄槌を！」と題するビラを撒き、「海老原君の死をのりこえて、今我々は、ブクロセン滅亡宣言を発する!!」と復讐を誓った（「ブクロ」とは革マル派による中核派に対する呼称）。³⁷⁾ そして、革マル派は報復として、8月14日に法政大学を襲撃し、中核派の学生10名を縛り暴行を続け、4名の重傷者を出した。（『朝日新聞』1970年8月14日夕刊）。それは、まさに海老原が受けたリンチと同様の行為で

あり、明らかに海老原虐殺への報復そのものであった。

革マル派全学連は、1971年3月、中核派の海老原殺害に抗議するため、『革命的暴力とは何か?』と題する426頁にも及ぶ書籍を刊行した。その書のなかには、事件直後の1970年8月6日に開いた「海老原虐殺抗議・追悼、国際反戦」集会における革マル派全学連中央執行委員長洞田勉の「同志海老原に死を与えた組織とその運動に対してはただ死あるのみ。一彼ら中核派分子を全戦線で殲滅し尽し放逐するために、われわれはただちに階級的復讐の闘いを開始する決意」の表明も収録されている。³⁸⁾ 革マル派は、中核派に対し、「階級的復讐」による「殲滅」を宣言したのである。8月14日の法政大学への襲撃は、まさにその実行であった。

その一方で、同書には、事件から1か月が経過した9月19日に、革マル派が組織した早大全共闘主催の講演会で、革マル派最高指導者のひとり高知聰がおこなった講演にもとづき、革マル派の『早稲田大学新聞』に掲載された論稿も掲載されている。そこでは、高知の冷静な「革命と暴力」論が展開されている。高知は、「党派間の暴力的対決が頻発する状況が一定の長期性をもったとしても、暴力それ自身がいっさいの目標にかわってしまうわけではない」と述べ、そのうえで、中核派の海老原殺害は「政治暴力史上、類例のないリンチ殺人行為である」ときびしく批判し、そこに「暴力の無限界的なエスカレーション」があったことを指摘した。中核派の行為には「ある場合には人を殺さなければならないかも知れないという重い緊張した使命を負う前衛組織としての階級的な責任」が欠如しており、それは「敵対感情のみにもとづく暴力のエスカレーション」であったと断じている。³⁹⁾ この高知の論には、「復讐」という感情による中核派との暴力の連鎖に歯止めをかけようとする意思も認められる。事件直後、革マル派には「復讐」を唱える強硬論と、感情的な暴力の行使を戒める慎重論が混在していた。組織としての事件への対応を確定できないほど、革マル派は動揺していた。それほど、海老原虐殺は革マル派にとって大きな衝撃なのであった。

中核派による海老原虐殺は、「新左翼」に理解を示していた文化人にも大きな衝撃を与えていた。梅本克己は「革命とは権力の暴力を拒否するところから起ること」であって、「権力に屈せぬことと人間性への暴力に麻痺してしまうこととはちがう。しかし、不屈の魂に麻痺をうえつけ、荒涼とした姿に変えてしまうのが内ゲバである」と党派間の「内ゲバ」をきびしく批判したうえで、「内ゲバ」の根底には「特権意識につきまとわれた「前衛」意識があり、大衆蔑視の思想がある」と指摘した。その「特権意

識」とは「前衛なるがゆえに通常の人間には許されぬことも許される」というものであり、この「特権意識」が「大衆蔑視を生み、この大衆蔑視が自己絶対化に、そして他者の否定につながる」と断じた。⁴⁰⁾ 自らを革命の前衛と意識することにより、殺人も許されると思ひ込み、それにより他者から自らを絶対化し、対立する者を殺害してもよいという論理をつくりあげるとは「大衆蔑視」であると、梅本はきびしく批判したのである。大衆を蔑視した革命運動などあり得ないのである。

高橋和己もまた、「原則論的に言えば、報復の論理は、戦争の論理ではあっても革命の論理ではない」としたうえで、「報復の論理」による「内ゲバ」の永久に連鎖する可能性」に憂慮を示した。⁴¹⁾ そして、「一党派内で、これまでの運動のあり方を総括し新しい方針を打ち出そうとする時、現状認識や新方針に関して当然にあらわれる異なった意見」に対し、それを「断じて譲らず、あるいは党派を離れ、あるいは内部流派を形成しようとする動きに対して」、「査問、リンチ、内ゲバ」が起こるのであり、それは「革命的党派内部の問題は、自ら裁決する権限をもち、その意見対立や規律違反に対する制裁を直接的に公開することは利敵行為となる」とする論理に支えられて」と指摘した。⁴²⁾

梅本も高橋も、自分たちは階級闘争を担い、プロレタリア革命を目指しているから、ブルジョア国家の秩序に縛られず、自らの内なる問題は自らの秩序意識で解決するのであり、その際には暴力は許されるという意識が「内ゲバ」の背景にあることを指摘している。

そうした意識自身が大衆から遊離したものであるにもかかわらず、革マル派も中核派もそこに気が付くことはなかった。むしろ、海老原虐殺事件は中核派と革マル派の「内ゲバ」を激化させる要因となり、中核派への報復としての川口大三郎虐殺の伏線ともなったのである。

その後、高知聰の戒めにもかかわらず、1971年12月4日、革マル派は関西大学で中核派の学生2名を殺害しており、革マル派が自ら戒めた「革命と暴力」の原則からも逸脱した行為は止まらなかった。そして、その逸脱のなかで、1972年11月8日、川口大三郎が虐殺された。

川口大三郎の虐殺に関し、11月9日、革マル派全学連は、中央執行委員会による「十一月八日・川口君の死に関する全学連の緊急声明」を発表し、これを11月15日付『全学連通信』に掲載した。「緊急声明」は、冒頭、次のように述べている。

十一月八日、中核派学生・川口大三郎君の死去という事態が発生し

た。この事態は、彼のスパイ活動にたいするわれわれの自己批判要求の過程で生じたものであった。それゆえわが全学連は、この不幸かつ遺憾な事態にたいし、全労働者階級人民の前にわれわれの責任ある態度を明らかにすることが階級的義務である。

この文面から明らかなように、革マル派は、川口を中核派のスパイと断定し、それに対する「自己批判要求」中に川口が「死去」したと述べるだけで、川口を中核派のスパイとする根拠も示さず、川口に暴力をふるったことにも触れず、あたかも川口が自然に死去したかのように事件を描いている。そして、川口への「自己批判要求」は「肉体的打撃を意図したものとも、また殺害を意図したものとも全く無縁である」と豪語した。では、なぜ、川口は死んだのか。それについては「彼は、われわれの追及の過程で突然ショック的状況を起し死に至った」と、死は川口の責任であるかのように述べている。そのうえで、「この意図に反する事態がわれわれの行為によって厳然として生み出された以上、われわれは、われわれの行為の限界の露呈として、革命的學生運動の名においてこれを責任をもって自己批判する」と、自らの責任に言及した。結局、革マル派の主張は、中核派のスパイである川口に「自己批判」を迫っていたら、突然、彼がショック症状を起こして死んだのであり、彼の死に対して革マル派には責任はないが、そのような事態を招いたことは自分たちの限界であるから、そのことを「自己批判」するという程度のものである。革マル派は、川口虐殺は、自らが戒めた「革命と暴力」の原則から外れた「行為の限界」であると「自己批判」したに過ぎない。そして、この姿勢を以後、一貫させていく。

それどころか、「緊急声明」の後半は、「今回の事件を契機とする国家権力の學生運動破壊の攻撃や、あるいはこれと呼応したブルジョア・ジャーナリズムによる反全学連のキャンペーンにたいしては、これを断固粉碎する」「日本共産党による醜悪な反トロツキスト・反「暴力學生」キャンペーンをも打ち砕いていくであろう」「日本階級闘争への犯罪的な敵対者＝中核派を、大衆運動をつうじました独自の党派的闘いをつうじて、さらに強力に解体止揚し、もって日本階級闘争・學生運動の巨大な前進を切り拓いていくであろう」という、まさに戦闘宣言となっている。どこにも、川口への謝罪の弁はない。この「緊急声明」は、事件の真相を虚構のなかに埋め隠し、革マル派の構成員が事件で動揺することがないように戒め、敵対する者への戦意を高揚させるものでしかない。

『全学連通信』は、事件を一貫して「11・8問題」と表記し、革マル派

は、以後もこうした表記を使用し続けていく。「川口大三郎」という名前をあえて出さず、事件が起きた日付の表記に固執するという点にも、革マル派の「自己批判」の本質が示されている。彼らにとっては、川口の死は、たまたま11月8日に起きた事件に過ぎないのである。

『全学連通信』は、「11・8問題を口実として、わが全学連および革命的左翼に対し未曾有の強権的弾圧が開始されている」「権力は「殺人・死体遺棄」なる口実をもって捜査・弾圧を開始し、早稲田大学の全学連の指導的部分を含めた大量逮捕攻撃を画策しているのだ」と絶叫し、革マル派がリンチ殺人、死体遺棄の加害者であることを否定し、むしろ国家権力からの弾圧の被害者であることを強調した。「殺人・死体遺棄」は国家権力が革マル派を弾圧する「口実」に過ぎないわけがない。「殺人・死体遺棄」は現実には革マル派が犯した罪である。それを「口実」と歪曲して、あたかも、「殺人・死体遺棄」そのものが国家権力の捏造であるかのように描いていた。

また、『全学連通信』には、11月11日付の「馬場委員長辞任にかんする特別声明」も掲載されている。当時の革マル派全学連の委員長は早稲田大学第一文学部に所属する馬場素明であったが、馬場は事件の責任をとって委員長を辞任した。この「特別声明」は、それに関するものである。その内容は、「緊急声明」と同様であったが、ただ、ひとつだけ「緊急声明」には書かれていなかった重要な主張がなされていることを見落としてはならない。それは、「ある特殊な政治力学関係のもとでは、他党派の組織を革命的に解体していくために、イデオロギ一的・組織的闘いを基軸としつつも、時に暴力的形態をも伴うかたちで党派闘争を推進する場合があることを、単純に否定することはできない」と明言している事実である。革マル派は、一方では、川口を死に至らしめたことを「行為の限界の露呈」として「自己批判」しつつ、一方では、党派闘争における「革命的暴力」の行使を肯定している。革マル派は、党派闘争における暴力を肯定するという論理に立脚する以上、川口を中核派のスパイとせざるを得なかった。それが虚構であることは、彼ら自身がよくわかっていたはずである。しかし、あえて、そうした虚構を築かなければ、革マル派は、川口に対する暴力は正当化できなかった。

以後も、革マル派は、根拠も示さずに川口を中核派のスパイと言い続けることにより、殺人行為を弁明し続け、さらに、そうした論理の結果として、以後、革マル派の暴力支配に反対して決起した早稲田大学の広範な学生に対し、それを民青や中核派の攻撃だとして、鉄パイプで暴行の限りを

尽くしていくことになる。まさに、革マル派の「自己批判」とは、川口虐殺を正当化し、以後の革マル派に反対して決起した広範な学生への暴力行為を正当化するものでしかなかった。朝日新聞記者で学生運動の取材を続けてきた高木正幸は、革マル派の「自己批判」には「「オレたちは許されていいんだ」というセクトとしてのエリート意識が露骨にのぞいている」と指摘している。⁴³⁾

さらに、革マル派の「自己批判」には、もうひとつ重大な虚構がある。それは川口の死を予期しなかったという点である。川口が拉致され、自治会室などに監禁され、集団で長時間、暴行を受け、遺体を東大病院構内に遺棄されたことは、明らかに海老原俊夫が中核派から受けたリンチと同じ形態であった。「リンチのむごさと死体の処理の非情さの類似」⁴⁴⁾は、明らかに川口虐殺が海老原虐殺に対する革マル派の「復讐」そのものであったことを示している。川口の死は予期されていたのである。

11月11日、馬場は再び記者会見をおこない、今回のようなリンチについて「特殊な政治力学の中では今後もありうる」と開き直った。馬場は、川口虐殺をあくまでも中核派との「内ゲバ」であると主張し、「特殊な政治力学の中でひき起こされる事態だから、場合によってはこれからもゲバはありうる。ただし倫理性や人間解放の理念といった制限の中で許される範囲でなければならない。自己防衛のためにも今後ゲバをしなければならぬ」と豪語した。暴力に「倫理性」や「人間解放の理念」などが存在するはずはない。暴力は「倫理性」を失ったときに発生するのであり、人間を抑圧するものである。馬場は、奇妙な論理で今後の暴力行使を正当化した（『朝日新聞』11月11日夕刊）。そして、「内ゲバ」を「自己防衛」とみなす姿勢は前述した共産党の正当防衛論とも共通するものであった。

さらに、革マル派最高幹部のひとり土門肇も、『朝日新聞』記者の取材に対し、「われわれの調べで、川口君が早大でスパイ活動をしていたことははっきりしている」と根拠を示さない一方的な主張を繰り返した後、中核派の革マル派に対する「暴力的敵対」に対し「われわれの自己武装は不可避」であり、「相手に生理的苦痛を与えることが目的ではなく、相手に自分の行為の犯罪性を自覚させ、反省させるための補助的方法である。言うことをきかない子どものおしりをたたいて誤りをさとらせるのと同じだ」と述べた（『朝日新聞』11月23日）。幼児の尻を手でたたくこと（もちろん、それ自体、体罰であり、児童虐待にもなるが）、鉄パイプや角材で全身を殴ることとは大きく異なる。川口が受けた暴力は死に至る「生理的苦痛」以外のなものでもなかった。土門は、このような愚かし

い比喩をもって、川口虐殺を弁明した。

次に、革マル派の機関紙『解放』の論調を検討する。川口虐殺の1週間後に当たる11月15日付の第249号には、まだ川口虐殺に関する記事は掲載されていない。第1面には「10・21 侵略の環に痛撃」と題した国際反戦デーにおける米軍相模補給廠に対する火炎瓶攻撃などの「戦果」が報じられ、第4面では、1年前に中核派に殺害された横浜国立大学生水山敏美への追悼と、中京大学の中核派への報復攻撃の記事が掲載されている。続く11月25日付の第250号にも川口虐殺の記事はない。すでに、11月15日付の革マル派『全学連通信』で、「自己批判」を表明しているにもかかわらず、『解放』は沈黙を続けた。

『解放』が、ようやく、川口虐殺に言及したのは、12月5日付の第251号で、しかも、第1面ではなく、第2面であった。そこに、前述した全学連中央執行委員会による「十一月八日・川口君の死に関する全学連の緊急声明」とともに、中央学生組織委員会による「11・8問題の否定的教訓にふまえ革命的学生運動をさらに推進せよ」が掲載されている。

この中央学生組織委員会の文書は、冒頭、「代々木スターリニスト」（日本共産党）や中核派への批判を延々と記し、そのうえで11月8日の川口虐殺について、以下のように述べている。

彼（川口大三郎：筆者註）は中核派学生活動家の一人として一貫して中核派の活動を現実に担いまた当日は総決起集会の周辺においてスパイ行為をおこなっていたのである。「革マル殲滅」を呼号しつつ、それを戦略的課題にまでまつりあげてきたブクロ＝中核派、その一員としてスパイ活動をおこなった川口君にたいし、わが全学連の諸君が断固とした自己批判要求の闘いを開始したのはあまりにも当然である。……（中略）……だが、この追及過程でわれわれの意図せぬ事態が現出した。川口君はショック的症状を突然おこし、死亡したのである。

ここでも、川口を中核派の活動を担う活動家として描き、そのスパイ行為に対し「自己批判」を求めたとして、暴行を加えたことには一切触れず、その過程で、川口は、突然、「意図せぬ事態」で死亡したという従来主張を繰り返している。しかし、その一方で、「われわれは国家権力による革命的学生運動破壊の策動や今日の党派関係のもとでたえず精神的組織的緊張のもとにおかれておりそのため自己武装も不可避である」「諸党派によるわが全学連への破壊工作に対する反撃は、断固として推進されね

ばならない」と明言し、敵対者への暴力の行使を公然と認めている。革マル派が、あえて、このことに言及しているのは、川口への暴行、虐殺もまた、そうした「自己武装」「反撃」の一環であるとして、あたかも、自らの権利であるかのように正当化するためである。暴行の結果、川口を死に至らしめたことは「一部の未熟な部分」による原則から「はみ出す行為」であったとするが、長時間、バットや角材で殴り続けられれば、死に至るであろうことは予測できる。したがって、革マル派の行為は最初から殺害を目的としたものであり、「未熟な「はみ出した行為」の結果ではない。革マル派は、組織的に川口を殺害したのであるにもかかわらず、それを一部の「未熟」な分子の行き過ぎだとして、虐殺に直接、手を下した者たちに責任を転嫁した。

この文書もまた、革マル派の虐殺正当化論の域を出るものではない。文書は、このような論を展開した後、また、延々と共産党、中核派への批判を展開し、「一斉に反学生運動キャンペーンをくり広げ、わが全学連が暴力・殺人の集団であるかのようにえがきだそうとしている」として「ブルジョア・ジャーナリズム」への批判までおこなって、最後に「わが革命的学生運動」の「確固たる前進」を宣言して終わっている。革マル派の主張は、自らの暴力は、国家権力や対立する勢力に対する「自己武装」の結果として正当な行為であり、メディアが報じるような「暴力・殺人」ではないというものであるが、この主張は、かえって川口に対する「自己批判」が「暴力・殺人」であったことを裏付けることになっている。

そして、12月15日付の『解放』第252号において、第2面、第3面のすべてを割いて「11・8問題を口実とした権力・日共・ブクロ派の策動に総反撃を！」と論じるに至る。早稲田大学では全学で革マル派に対する怒りの声が上がリ、革マル派を追放しようという早稲田解放闘争が湧き起こっていたときだけに、革マル派は、早稲田解放闘争を国家権力・共産党・中核派の策謀だとすることで、それらに対する「自己武装」として、革マル派に対峙した学生への鉄パイプによる襲撃を正当化していく。

さらに、同号には「11・8問題をめぐって寄せられた労学の手紙」が掲載されているが、そのなかに、革マル派の影響の強い国鉄動力車労働組合の組合員からの「馬鹿につける薬はないと同様に、狂人の口には戸をたてられませんね。どうか弾圧、中傷、批判に負けず、意志、意欲、情熱、そして目的意識をもって、闘争を貫徹してください」という激励文がある。革マル派に反対する者を「馬鹿」「狂人」と呼ぶなど、1972年という時代を考慮したとしても、許されない知的障害者・精神障害者への偏見に満ち

た差別表現が顕著である。また、T大学有志からは「川口君がスパイ活動をしていて、彼にリンチを加えざるを得なかったのなら、党派の倫理と責任をもって事態をおさめるべきです」という意見も寄せられている。驚くべきことに、革マル派は、川口に「自己批判」を求めたと語るだけで、「リンチ」をおこなったことを認めていないにもかかわらず、このT大学有志は「リンチを加えざるを得なかった」と明言している。ここに寄せられた「労学の手紙」が、ほんとうに投書されたものなのか、『解放』の編集部が捏造したものなのかは確かめられないが、こうした「リンチ」の事実が『解放』に掲載されたということは、革マル派が言うところの「自己批判」が、「リンチ」であったことを、革マル派自身が認めたことになる。同じ紙面の「『朝日』を先頭とするジャーナリズムの反動的デマ宣伝を打碎け」では、メディアの「リンチ殺人」という報道に対し「デマ宣伝」と強く反発しているのであるから、T大学有志の意見の掲載はそれと大きく矛盾している。想定し得なかった早稲田大学の学生の革マル派への怒りに直面し、『解放』の編集部も動揺していたことの反映ではないかと推測される。

さらに、12月25日付『解放』第253号では、「国家権力の弾圧はねのけ一切の敵対策動に総反撃を」「日共の第二自治会策動粉碎し早大学生運動の躍進をかちとれ」「醜悪な「反革マル」策動に鉄槌を」など、早稲田解放闘争を国家権力、共産党、中核派の「策動」と言い続け、革マル派は、そうであるから、暴力の行使が正当であると組織の構成員に呼号していった。そして、1973年1月1日付の第254号の年頭における闘争方針を示した「反戦闘争・党派闘争の飛躍的強化のために」においては、「11・8事件の現出」は「由々しい事態」であり、川口に対して「ある種の暴力を行使したことは疑いない事実」と認めたとうえで、川口の死に対する「自己批判」をおこなったことにより、革マル派の基本路線は「一層輝きを増し、その正当性は確固たるものであることが証明された」と自画自賛するに至った。革マル派にとり「11・8問題の本質」とは、川口を死に追いやった未熟さ、すなわち、感情的に暴力をふるい過ぎた未熟さを「自己批判」したことであった。

各学部の自治会の革マル派執行部がリコールされたため存在しないはずの早大全学中央自治会（全中自）は、「かの一一・八事件を政治主義的に利用し、「反暴力」に名を借りて、最も革命的に闘っているわれわれに敵対し早稲田学生運動を右翼的・民青的に反動化させる策動を決して許すことなく、戦闘的自治会運動を防衛・発展させなければならない」と主張し、

革マル派による暴力支配に抗して起こった早稲田解放闘争を「右翼的・民青的」と決めつけた。早稲田解放闘争を民青と結びつけ矮小化する論理は大学当局と一致している。ここにも、大学による革マル派庇護の一端が露呈していた。そして、中央自治会は、「かの一一・八事件以降、われわれはわが早大全中自と革命的学生運動にたいするあらゆる敵対策動と対決し、とりわけ早大学生運動の右翼的・民青的反動に抗して激烈な闘いを展開してきた。この厳しい闘いを支えたものこそは、一一・八事件に対する、われわれの責任ある態度表明であり、それに関する自己批判であった」と述べ、「自己批判」は早稲田解放闘争に対する暴力的攻撃の基調となっていることを自らが暴露した。自らの暴力への反省ではなく、自らの暴力に抗議する者への暴力の根拠となるものが、この「自己批判」であった。そして、以下のように「自己批判」の内容を説明している。

一一・八事件は、「警察＝革マル連合粉碎」、「革マル殲滅の絶対戦争」なるものを叫びたてる中核派の活動を担い、早大におけるスパイであった川口君に対して、戦闘的学生諸君が彼のスパイ活動に対する自己批判を要求した過程で起った。川口君は突然ショック症状を起し、死に至ったのである。この川口君のショック死は、諸君が意図してひき起したものでは断じてないが、しかしそれが、戦闘的学友の彼に対する自己批判追及の過程で生み出されたものであるがゆえに、われわれの行為の限界露呈として厳しく自己批判したのであった。……
 (中略) ……一一・八事件において、もちろん偶然的諸条件を無視しえないとはいえ、われわれの行為が限界づけられていたことを否定することはできない。それにかかわった仲間たちは、われわれが確認してきた原則にもとづきそれを貫徹しつつも、事実上貫徹しえず、それをはみ出す行為をとってしまった。その意味で、この未熟な仲間たちの限界を、われわれは自治会として自己批判し、その限界を実践的に打開するために闘うことを明らかにしたのであった。⁴⁵⁾

革マル派は、川口には死に至るまでの「自己批判」を求めたにもかかわらず、自らには川口を死に至らしめたことは「未熟さ」だと「自己批判」するのみであった。ここにおいても、革マル派の「自己批判」は川口虐殺と早稲田解放闘争への暴力を正当化する域を出ていなかった。革マル派は、こうした論理の下、川口大三郎虐殺に抗議して起ち上がった早稲田の学生にも平然と暴力を行使し得たのである。

戦後民主主義により実現した政治活動の自由の下で革マル派のような暴力を行使する自由も容認され、それが言論の自由、思想信条の自由を根底から破壊する事態を生み出した。また、早稲田大学当局も、戦後民主主義により確立した学問の自由の下の「大学の自治」を口実にして、大学管理上から革マル派の暴力を容認し、庇護した。川口は、このような「革命と暴力」が容認される大学管理体制のなかで、虐殺されたのである。革マル派は、ブルジョア民主主義を否定するが、彼ら自身がブルジョア民主主義的権利により守られており、そうであるからこそ、川口を大学の教室内でリンチして殺害できたのである。

川口を虐殺してから41年を経た2013年、革マル派は結成50周年を迎えた。革マル派は結成50年の歴史を叙述するなかで、前述した1972年11月11日の中央学生組織委員会の「11・8事件の否定的教訓にふまえ革命的学生運動をさらに推進せよ」とそのまま引用し、川口は中核派のスパイであり、革マル派が彼に自己批判を求めたのは「当然」であり、その過程で「意図せぬ事態」＝川口の死が起きたとする虚構を繰り返している。⁴⁶⁾ 革マル派は、今に至っても「革命的暴力」を肯定し、その名の下に川口虐殺への哀悼も反省も謝罪もしていない。革マル派の思考は1972年から止まったままである。

(2) 革共同中核派の「殲滅」＝殺人の目的化の論理

1970年8月3日に発生した海老原俊夫虐殺について、中核派は沈黙した。中核派の機関紙『前進』にも事件に関する一切の報道がない。なぜ、中核派は沈黙したのか、立花隆は、殺害にまで至ったことに対して、中核派が「やましさを感じていたからだろう」と推測している。⁴⁷⁾ まだ、当時は、対立する者への殺人には「やましさ」を感じる倫理観があったということであろうか。

このように、海老原殺害には沈黙を守った中核派であったが、その後、一気に敵対する者への「殲滅」＝殺人の主張を激化させていった。最初の標的は機動隊であった。そこに、1971年11月14日の「渋谷暴動」が起きる。中核派は、この日、東京・渋谷の宮下公園で、沖縄返還協定反対、佐藤栄作内閣打倒を掲げた全国総決起集会を開くが、それは「全国総結集・東京大暴動闘争」と公然と名づけられ、集会を告知する11月1日付『前進』第558号は、第1面で「11・14東京大暴動を」と謳い、「機動隊せん滅」というスローガンを掲げた。11月5日付の『前進』号外では、「11・14 渋谷に大暴動を」という記事に渋谷駅周辺の地図を掲載し、交番、銀

行、ガソリンスタンド、独占資本企業の位置に印をつけて示した。それは、まさに暴動時の襲撃対象であり、中核派は「自ら武装せよ！ 敵から奪え！ 一切を武器に転化せよ！ 人民の敵・機動隊、デカ、自警団ら一切の反革命分子を撃滅せよ！」と呼号した。当日、渋谷駅周辺のデパートは休店し、店舗は自警団を組織したが、中核派は、そうした自警団までも「反革命分子」とみなして攻撃対象とした。

さらに、この地図には「火炎ビンの作り方」まで記され、これだけを見ると、革命に向けた武装蜂起のような主張であった。すなわち、「渋谷暴動」は偶発的な暴動ではなく、準備された計画的な暴動であり、武装蜂起の予行演習でもあったと言えよう。そして、暴動のなかで、新潟県警から派遣されていた21歳の機動隊員中村恒雄にガソリンをかけ、火炎瓶を投げつけ焼殺した。中村の殺害も、偶発的なものではなく、この暴動の目的そのものなのであった。

そうであるから、中核派は、11月16日付『前進』号外で「14暴動爆発！機動隊せん滅かちとる」と題して報じ、「一名の機動隊をせん滅するという画期的地平を首都のど真中で打ち立てた」と手放しで喜び、殺された中村の遺体の写真まで掲載し、「火炎ビンの直撃をうけて火だるまとなってせん滅された機動隊員」というキャプションまで付けた。この記事は、到底、正視することに堪えられないものである。中村恒雄の殺害については、直接、ガソリンをかけたり、火炎瓶を投げつけた者だけではなく、「渋谷暴動」を意図的に起こした集会参加者すべてが責任を負うべきである。

さらに、中核派は11月19日にも日比谷野外音楽堂で集会を開き、松本楼を焼打ちし炎上させ、銀座でも破壊活動を続け、11月29日付『前進』第561号は、「11・9首都中枢に大暴動」と報じている。

こうした暴動路線のなかで、「武装反革命・革マルを断固せん滅せよ」（『前進』第557号、10月25日）、「反革命カクマルをせん滅せよ！カクマルせん滅宣言」（『前進』第563号、12月13日）という革マル派の「せん滅」が叫ばれていく。殲滅の対象が、機動隊だけではなく革マル派にまで及んでいった。したがって、革マル派による川口虐殺は、中核派にとり、「カクマルせん滅」の格好の口実とされた。

中核派は意図的に暴動を起こし、武装蜂起の道を突き進んでいたが、その一方で大衆運動を重視し、三里塚闘争、入管闘争、障害者闘争、反公害闘争などさまざまな社会運動に影響力を広めていた。特に、中核派は部落解放運動も重視し、部落解放同盟内に、群馬県連合会青年部、大阪府連合会青年部、福岡県連合会田川市協議会青年部など、各地域組織の青年部な

どに勢力を浸透させ、全国部落青年戦闘同志会、全国部落解放研究会連合などの独自の組織を立ち上げていた。そうした中核派が部落解放運動のなかでも力を入れていたのが狭山差別裁判糾弾闘争（狭山事件の被告として第1審で死刑判決を受けた被差別部落の青年石川一雄に対する東京高裁の控訴審に対し、これを部落差別による起こされた冤罪であるとして無罪を勝ち取るための裁判支援闘争）であった。中核派は、市民組織を装い「狭山差別裁判を徹底糾弾し、石川一雄氏の戦いを支援する全国連絡会」（狭支連）も立ち上げた。

一方、革マル派は、部落解放運動を「小ブル」的運動であると軽視し、特に中核派が狭山闘争に取り組んでいることから、狭山闘争に参加すること自体が革マル派に敵対する行動として、暴力的抑圧の対象としていた。

当時、中核派は、狭山闘争について「『日帝打倒』を叫ぶ解放運動の革命勢力への急速な転化による日帝打倒」の闘いと位置付け、目的は、「石川氏を虐殺すれば刺し違えてやる」という断固たる復讐心とその実行＝内乱一武装蜂起による日帝打倒である」と明言していた。そして「石川氏をうばいかえし、アジア侵略に乗り出した日帝を打倒して新しい社会を建設する不拔の革命勢力の拠点として全国六千の部落をうち固めねばならない」と述べ、被差別部落をプロレタリア革命の拠点とすることを訴えた。⁴⁸⁾ この主張は、もし、東京高裁が一審同様、石川一雄に死刑判決を下したら、一斉に武装蜂起し、石川を実力で拘置所から奪還するともとれるものであった。

このように狭山闘争を武装蜂起一プロレタリア革命を視野に入れた闘争の一環とみなし、被差別部落を革命の拠点と位置付ける中核派にとり、部落解放運動を軽視し、狭山闘争を敵視する革マル派は「反革命」と断定され、「一人残らずせん滅する」ことが正当化された。あまりに短絡的な論理ではあるが、こうした論理が「カクマル殲滅」の根拠とされたのである。こうして、中核派は「反革命カクマルせん滅」を「沖繩奪還」「安保粉碎」などと同等の重要課題とし、狭山闘争においては「狭山差別裁判実力糾弾」「石川氏即時奪還」を叫び、日本帝国主義打倒による部落解放の道求めていく。⁴⁹⁾

川口は1972年4月からのわずかな期間、狭山闘争を通して中核派の集会やデモにも参加していた。中核派の短絡的な論理は、短絡的であるがゆえに、感性に訴えるものがあつた。川口が一時的であっても、中核派にシンパシーを感じたことは想像に難くない。しかし、川口は、中核派の集会やデモに参加したり、学習会に顔を出す程度であり、中核派の同盟員になつたわ

けではない。しかし、革マル派にとり、狭山闘争に取り組み、「反革命カクマルせん滅」を叫ぶ中核派の集会やデモ、学習会に参加しただけでも、川口の存在は危険視された。そこに、虐殺の標的とされた理由があった。

川口が中核派とみなされて虐殺されたことは、中核派にとり「カクマルせん滅」の格好の口実となった。11月13日付『前進』は、第1面に川口の写真を掲載し、「川口君虐殺弾劾・カクマルせん滅」「早大生・川口大三郎君の虐殺を徹底的に弾劾し反革命カクマルの白色テロを粉碎せよ」という見出しを立て、「反革命カクマル」は「早大一文学生川口大三郎君を「中核派のスパイ」などと言いなして虐殺した」と報じた。そして、第2面をすべてこの問題に費やし、「早大生・川口大三郎君虐殺を弾劾し反革命カクマルを断固せん滅せよ！」という記事のなかで、川口を「早大におけるカクマルの白色テロ支配に抗して起ちあがりつつあった若き全学連戦士」と表記した。さらに、「川口大三郎君略歴」を掲載し、1972年4月28日（沖縄デー）以後、中核派の「主要な闘争に主体的にかかわり、とりわけ九月以降狭山差別裁判徹底糾弾に全力で取り組む決意を明らかにしていた」と、一方的な虚構を記していた。

わたくしの記憶でも、川口は9月には、中核派と縁を切っていた。川口が中核派と関係していたのは、1972年の春から夏にかけての短い期間であった。しかし、中核派は川口が9月になってますます中核派の活動に積極的になっていったと主張しているのであった。そのうえ、川口の通夜や告別式には中核派の代表者が参列し、「反革命カクマルへの復讐を誓」ったと報じている。通夜や告別式に誰が参列しても、通常、遺族はそれを拒むことはない。故人を哀悼すると言われれば、それを拒否することは礼を失することになろう。中核派は一方的に通夜、告別式に押しかけ、川口を中核派の「戦士」に仕立て上げ、「カクマルせん滅」の大義名分とした。

その後も、『前進』は、川口を中核派の「戦士」として革マル派への復讐を煽る記事を掲載していく。11月20日付の第610号には、中核派早大支部の岸部真による「同志川口の遺志をつぎカクマルに血の復讐を」と題する決意表明が掲載され、岸部は、革マル派に対し「われらの革命的暴力は同志川口の遺志と共に鉄をも貫いて断固、革命的報復を成し遂げる。川口大三郎君、その闘いの勝利の日までわれらと共にあれ！」と記していた。ここに至って、川口は、中核派の「戦士」から「同志」へと祭り上げられた。そして、川口の遺志は「暴力のない自由な早稲田」であったにもかかわらず、革マル派への「革命的暴力」による「報復」であると捻じ曲げられた。

中核派は、狭山差別裁判糺弾闘争が大きな盛り上がりを迎えた1973年11月に『狭山差別裁判うち砕け』と題する一書を刊行する。その奥付の日付は1973年11月8日となっており、明らかに川口の一周忌を意識した出版であった。そのなかで、中核派は、川口を革マル派に殺害された「同志」として扱い、「全学連の中核的担い手、革命的共産主義者へと飛躍をとげようとたたかいぬいていた」、「狭山差別裁判という日帝国家権力のアジア侵略へむけた部落民への非人間所業に怒りをもやし徹底糾弾し、無実の石川一雄氏を差別の暗獄から奪還するたたかいに情熱を傾け、家族にそのたたかいの正当性を語り、部落絶対解放を主体的にたたかいたる決意をかためていた」と高く評価し、「われわれは、この川口君の怨みと無念をわがものとして、彼の死をけっして無駄にすることなく、反革命カクマルへの怒りの復讐戦を貫徹する」と、「カクマルせん滅」を煽り、「早大における反革命の暴力的恐怖支配に抗して英雄的に決起し、クラスの仲間に狭山闘争を訴え、反革命カクマルの陰惨なりンチと屈服強要＝反革命への思想転向の強要に死を賭してたたかいぬいた彼のたたかい、彼の苦しみ、彼の無念を想い、彼の狭山闘争への熱情をわがものとし、全人民のものとするべくたたかいぬかねばならない」と訴えている。⁵⁰⁾

このように中核派が、川口を「同志」と強調することは、革マル派が川口を中核派のスパイであったとして殺害を正当化する主張に根拠を与えてしまう結果ともなり、川口虐殺は、単なる「内ゲバ」であるという誤った認識を社会に与えてしまった。

1973年5月26日～28日、岡山市で部落解放同盟中央本部が主催する部落解放研究全国集会が開催され、狭山闘争の分科会では、部落解放同盟内の中核派の活動家たちから、狭山闘争に参加していた川口を虐殺した革マル派に対し、部落解放同盟として抗議、糺弾するべきだという意見が続出した。しかし、分科会の助言者であった中央執行委員の羽音豊は終始無言を貫き、助言者でありながら、問に答えることを拒絶した。その場にいたわたくしは、「内ゲバ」に巻き込まれることを恐れる部落解放同盟の姿勢を痛感した。

また、川口の死後、革マル派への「血の復讐」を叫ぶ中核派と、これに対抗する革マル派との間で「内ゲバ」が激化していき、川口の遺志に反する現実が展開されていった。こうした状況のなか、今に至るまで部落解放同盟は川口の死を黙殺し続けている。

(3) 日本共産党の「トロツキスト」批判の論理

1972年は、日本共産党の創立50周年に当たっていて、党は7月18日付『赤旗』号外として「日本共産党の五十年」を発表した。この文書は、党として「党と革命の事業への理論的確信と革命的情熱で全党を武装するために、重大な役割をはたした」と自負するものである。そのなかで、1950年代の武装闘争については「武装した米日反動勢力の支配にたいしては、軍事力で対抗する以外に国民の利益をまもる道も国民解放の道もないとする立場」からのもので、「革命運動の根本的な誤り」であったと認めた。そして、1972年の現時点における政治状況は、「革新統一戦線によって自民党政府をたおし、民主連合政府をつくって戦後二十五年つづいた保守党の反動的支配を終わらせる展望をはらんでいる」とみなし、中央委員会報告を引用して「勇敢に、賢明に、できるだけ犠牲の少ない、社会変革と社会主義建設の道を探求する」と明記していた。ここに、「できるだけ犠牲の少ない、社会変革と社会主義建設」を謳っていることは、平和革命の過程における暴力の行使の余地を残すことを意味するものであった。この文書においても、「革命と暴力」に関する共産党の見解には曖昧さがあった。その一方で、同文書は、学生運動における「新左翼」諸勢力は「政府、自民党に泳がされたトロツキスト・盲従暴力集団」であるという批判を加えていた。⁵¹⁾

こうした共産党は、川口虐殺について、当初は「トロキスト」による「内ゲバ」事件として、きわめて冷徹な反応を示した。共産党の機関紙『赤旗』は、1972年11月10日の紙面で「「革マル」がリンチ殺人 早大構内「中核」系の学生死ぬ」という見出しで以下の様に報じた。

九日未明、東京・本郷の東大構内で早大生の死体が見つかりました。全身になぐられた傷があり、前日新宿の早大構内でトロキスト暴力集団「革マル」派からリンチをうけた「中核」派系の学生とわかりました。トロキスト各派の内ゲバによるリンチ殺人事件は「連合赤軍」事件を除き、ことし四月二十八日、大阪市・大阪城公園で「革マル」派学生が死亡して以来、半年ぶり。またも、かれらの残忍な本性をさらけだしました。……（中略）……その後の調べで殺された学生の氏名は……（中略）……早大第一文学部二年「中核」派系学生、川口大三郎（二〇）とわかりました。

この報道で、川口を「「中核」派系学生」と断定していることについて

は、警察発表をそのまま伝えたのであり、当時、多くのメディアもそのように報じていたのであるから、やむを得ないであろう。しかし、『赤旗』が、川口を中核派系の「トロキスト」であるとみなし、敬称を付けずに報道した事実は重視されるべきであろう。殺人事件の被害者であるのだから、通常であれば、「川口大三郎さん」あるいは「川口大三郎君」と報じるべきであるにもかかわらず、『赤旗』は「川口大三郎」とのみ報じた。共産党に敵対する革共同中核派の関係者であれば、死者に対する礼節も捨てて報道するという姿勢に、共産党には生命に対する差別、すなわち、哀悼すべき死と冷酷に打ち棄てる死という差別が存在していたと認めざるを得ない。共産党は、「トロキスト」の死には哀悼どころか憎悪の感しか示していない。この事実こそ、暴力革命を否定しきれていない同党の生命に対する認識が明白に示されていた。共産党にとり、すべての生命は平等に尊いのではなく、党に敵対する者の生命は軽んじられた。そこには、同党の生命に対する差別意識が厳存していた。

以後、『赤旗』は、事件後、革マル派を追放しようと起ち上がった早稲田大学の学生の行動を継続的に報道し、「トロツキスト暴力集団「革マル派」」と、その暴力を容認してきた大学当局の責任を追及するが、川口個人に関する報道はしていない。11月13日、共産党中央委員会は首相田中角栄に対し、事件に関して大学から暴力の一掃を求める「申入書」を提出するが、そこにおいても「^レ学問の府、であるべき大学で、白昼公然と学生を拉致し、教室を私刑の部屋にかえ、陰惨きわまる暴行によって死にいたらしめ、しかもその屍体を遺棄し、犯行の追及はまぬがれないと知るや、「自己批判要求の闘争」と称してリンチを平然と正当化する「革マル派」の態度は、天人ともゆるされない鬼畜の行為である」と、革マル派をきびしく批判したうえで、事件の背景には、政府・自民党の「トロツキスト暴力集団にたいする「泳がせ」政策と、それに追従した「革マル派」などトロツキスト暴力集団を事実上、容認、はなはだしきは庇護さえしてきた一部の大学当局のあやまった態度」があることを指摘、大学の運営に関する臨時措置法の下での「トロキスト暴力集団の暴力行為を一掃すること」を求めた（『赤旗』11月14日）。この「申入書」には、川口大三郎への哀悼の言葉もなく、なによりも、犠牲となった川口大三郎の名前さえ記されていない。川口を「トロキスト暴力集団」の一員とみなし、その死に対する悼む心も持ちえない共産党の生命への差別意識が、この文書にも明白であった。

その後も『赤旗』紙上では、革マル派の追放に決起した学生の行動を中心とした報道が続くが、11月17日に早稲田大学大隈講堂で挙行された川口

の学生葬を報じる記事において、「万感こめて「都の西北」大合唱　いまや行動の時、早大で故川口君の学生葬開く」という見出しを掲げ、はじめて「川口大三郎君」という呼称を使用した。その記事には、早稲田を愛し、大学の自由を求めたがゆえに革マル派に虐殺された川口の死を悼むという姿勢が一貫していて、それまでの記事とは大きく異なる内容となっていた（『赤旗』11月18日）。

しかし、日刊の『赤旗』とは別編集の11月19日付『赤旗（日曜版）』では、「〔中核派〕系川口大三郎」と敬称なしで報じていた。編集上、「君」を付ける時間的余裕がなかったのではあるのか。こうしたことから、学生葬がおこなわれるまでは、共産党も事件の真相を把握できておらず、「トロツキスト」同士の「内ゲバ」とみなしており、学生葬における学友たちの発言から真相にたどり着いたのではないかと想定される。

以後、『赤旗』の報道は、掌を返したように川口の死を悼む主張が続けるが、川口を中核派系とみなし、敬称も付けなかったことへの謝罪も訂正もしなかった。明らかに誤報であったにもかかわらず、共産党は、その責任をとることを回避した。そして、川口を「トロキスト」革マル派の暴力による犠牲者として描いていく。

そして、『赤旗』は、川口の母を取材し、その記事を11月21日付の紙面で報じ、母の「大三郎は中核ではありません。家まで中核から電話がかかってきても、大三郎は居留守を使っていました。`革マルを大学から追いだしても、そのあとに中核がきたのでは暴力はなくなる、と大三郎は中核には反対していました」という発言を紹介し、川口が中核派ではないことを力説した。共産党は、自らの言葉で誤報を謝罪するのではなく、川口の母の言を紹介することにより、主張の変容を弥縫したのである。

このように党の責任を繕いながら、共産党は国会で、この事件を問題として、政府の対応を追及していく。すでに1972年4月3日、第68回国会の衆議院予算委員会で、共産党の松本善明は、早稲田大学第二文学部で、1970年に革マル派から暴力を受け授業も受けられなくなっていた学生が焼身自殺をした事件をとりあげて、政府の見解を求めている。このとき、首相の佐藤栄作は「われわれが想像した以上にそのセクトの争いはひどい」と傍観者的な感想を語ったので、松本は「学園の自治とか大学の自由の名のもとに公然と犯罪が一犯罪集団ですよ、殺人未遂なんて凶悪な犯罪集団ですよ」と食い下がるが、文部大臣の高見三郎が、大学からの暴力一掃は「大学みずからの手でやることを待つ以外に方法はありません」と、あるいは国家公安委員会委員長の中村寅太が「大学当局が自治的にあらゆる暴力行

為等の起こらないように処置をするということが前提」と、それぞれ語るなど、大学自治を口実に、政府としての対策については具体的に答えなかった。⁵²⁾

こうした経験があるので、1973年2月3日、第71回国会の衆議院予算委員会で、松本は「昨年十一月八日には早稲田で殺人事件が起こっております。私が提起をしましたときに直ちに、あるいは文部省、あるいは国家公安委員会、こういうところが直ちに処置をとっておるならば、このような犠牲者を生まなくても済んだのではないかと、政府の怠慢を追及した。しかし、文部大臣奥野誠亮は、セクト間の対立で大学が荒れているので、「早稲田大学に警察のパトロールを頼むべきじゃないか」と述べるにとどまった。⁵³⁾

さらに、2月24日の同委員会でも、共産党の山原健二郎は、「昨年の十一月八日に早稲田大学におきまして川口大三郎君という学生がランチ、殺害を受けて、そしてその遺体は東京大学の構内に遺棄されたという事件が起きました。文部大臣は当然この事実は知っておると思いますが、その後の早稲田大学における動向といたしますか、それについてはあなたは知悉をされていますか」と質した。これに対し、奥野は、文部省の事務当局が早稲田大学総長の村井資長を呼び出して報告を受けており、自分は事務当局から報告を受けていて、数日前も話題になったと答弁し、そうした情報として、現在、同大学では、「学生自治会の主導権をめぐりまして、各セクトがきびしい対立抗争を続けている」という認識を示した。⁵⁴⁾ この答弁により、当時、革マル派を追放し、大学に自由を確立しようとしていた早稲田大学の学生の闘いをセクト間の主導権争いとしてしか文部省は理解していなかったことが明らかになった。さらに、そうした認識が大学総長からの情報に基づくものであったことから、大学当局も同様の認識であったと推測される。

当時、日本共産党は、暴力革命を否定するために、反暴力という立場を強調していた。対立していた部落解放同盟に対しても、「暴力集団」ときびしく批判していた。そうした、党の立場からも、川口が中核派ではなかったことが判明した以上、この事件を機に、暴力で大学を支配する「トロキスト」勢力を一掃しようと、政府に取り締まりの強化を求めたのである。共産党もまた、川口の死を党利党略に利用していた。

以上、川口虐殺をめぐる革共同革マル派、革共同中核派、日本共産党の言動を記してきた。それぞれが、川口の死をきわめて政治的に利用してい

た。革マル派は、川口を中核派のスパイとすることで虐殺を正当化し、中核派は、川口を中核派の「同志」だとして革マル派への報復を正当化し、共産党は、当初、川口を中核派だとして、その死を「トロツキスト」の死として冷ややかに扱いながら、川口が中核派ではないとわかると、革マル派という「トロツキスト」に反対する象徴のように、その死を利用した。革マル派はもちろんだが、中核派も、共産党も川口の志を理解していなかった。

川口が求めたのは、暴力のない自由な早稲田であった。早稲田大学に革マル派がいても、中核派がいても、共産党がいてもかまわないのである。意見が異なるからと言って、暴力で反対意見を封じ込めることに反対していたのである。特定の政治勢力だけで学生自治会を支配し、反対する者を暴力で抑圧することに反対していたのである。

1972年の早稲田には、革マル派の暴力支配という「暴虐の雲」が自由の「光」を覆っていた。川口大三郎の訴えは、革マル派の暴力支配という「暴虐の鎖」を断ち、「圧制の壁」を破る、自由の声であり、それは川口の死を機に起ち上がった早稲田の学生たちの声へと受け継がれ、早稲田解放闘争を生み出した。しかし、革マル派の暴力は11月8日以前より激化し、自由を求める学生に容赦なく鉄パイプが振り下ろされ、それでも大学当局は革マル派を擁護し続けた。結果、革マル派はあくなき暴力と大学当局の庇護の下、以後も早稲田に居座り続けた。

しかし、こうした状況は早稲田大学のみのもものではなかった。もし、川口が法政大学に入学していたら、中核派の暴力支配に反対し、リンチを受けたであろう。川口虐殺は、革マル派だけが負うべき問題なのではない。当時の大学を暴力で支配していた政治勢力すべてが負うべき問題であり、特定の政治勢力に自治会を支配させることで学生を統制しようと考え、そのためには暴力を容認していたすべての大学当局者が、そして保身から暴力を見て見ぬふりをし続けたすべての大学教員が、そして川口が虐殺されるまで暴力に立ち向かわなかったわたくしを含めたすべての学生が負うべき問題なのである。

4 50年を経た総括

1972年は2月の連合赤軍事件、5月30日の日本赤軍によるテルアビブ空港での乱射事件、11月8日の川口大三郎虐殺と「革命と暴力」に関する深刻な事件が続発した。思想的背景があれば暴力が是認され、殺人まで許容されるという異常な認識がすくなくとも、社会主義革命を目指す政治勢力の

間ではまかり通っていた。ベトナムではアメリカ帝国主義により民衆が殺戮されているとしてベトナム反戦を叫ぶことと、自らの主張に従わない者の生命を「革命的暴力」の名の下に奪うことの矛盾についての疑問を革マル派は意識のうちに懐かなかった。たとえ、懐いたとしても、そのような疑問を感じることも自身が階級的未熟さとされ、打ち棄てられた。言論の自由、思想信条の自由、政治活動の自由というブルジョア民主主義的な価値が否定されていった。ブルジョア民主主義をより拡大したものがプロレタリア民主主義であるという理解はなされず、ブルジョア民主主義を否定したところに革マル派に従う者のみの自由、敵対者を殺す自由を認める「民主主義」が確立されるという理解がなされた。早稲田大学の構内に一步入った瞬間、日本国憲法は存在しないという日常がつけられていた。教員たちは、そうした環境下で、平然と憲法を語り、人権を語っていた。

早稲田解放闘争とは、大学における軍事的独裁政権に対するブルジョア民主主義を求める闘いであった。早稲田解放闘争に参加した学生たちには、中国共産党に対して民主化を求め天安門に集まり、共産党権力により虐殺されたひとびと、そうした共産党支配から自由を守ろうと決起し弾圧された香港のひとびと、そして、軍部政権に抗して民主主義を求めて闘い銃弾に倒れたミャンマーのひとびと、そうした世界各地で展開されてきた自由と民主主義を求めて闘うひとびとに通じる精神があった。早稲田解放闘争とこれらの海外の闘いでは、その暴力の規模が違うという反論があるかもしれないが、鉄パイプで襲いかかる革マル派に素手で立ち向かった学生たちは、常に生命の危険と隣り合わせており、わたくしも常に血液型カードを携帯していた。身の危険を恐れつつ、自由を求めて共産主義独裁権力の革マル派と闘ったのである。それが早稲田解放闘争の本質である。

武智鉄二に師事し歌舞伎の演出家でもある作家の松井今朝子は、早稲田解放闘争について、次のように回想している。

私はノンポリ学生で通したが、デモには一度だけ参加している。それは川口君という文学部の二年生が構内で革マル派のリンチによって虐殺された際に、一般のノンポリ学生が革マル派の追放を呼びかけて立ちあがった学内デモである。川口君の死にざまは立て看やチラシに無惨な凶入りで訴えられて、それはいくらノンポリでも学内にいて見過ごすわけにはいかない事件だった。……（中略）……当時の早稲田は大学当局と革マル派との癒着が取りざたされており、大学祭の運営が革マル派の資金源となっているのを当局は黙認している形だった。そ

の理由は、共産党系の民青に学内が牛耳られることを恐れるあまり、革マル派と手を結んだほうが得策とするのだらうと、ノンポリ学生は冷ややかに推測していた。事の当否はともかく、当局が機動隊の学内導入によって早期解決を図った結果、一般学生による革マル派の追放はついに成らず、三十人ばかりの私のクラスでは、この紛争による犠牲者が何人も出てしまった。一般学生の代表を務めたり、民青との関係があるとみられた学生は革マル派に狙われる恐れがあるため、自主退学を余儀なくされたのだ。⁵⁵⁾

第一文学部に所属し、演劇博物館に通うという日々を過ごしていた松井にとっても川口の死は大きな衝撃であった。この松井の回想は、早稲田解放闘争の実態をほぼ正確に伝えている。早稲田解放闘争を経験した学生たちは、それぞれの思いで川口の死を記憶にとどめ、50年を過ごしてきた。

わたくしもそのひとりである。川口とともに部落解放運動に参加し、狭山差別裁判糾弾闘争を闘い、川口の死に直面して早稲田解放闘争に参加し、その後、紆余曲折の果てに歴史学の研究者となったわたくしは、「公共の福祉」に反する存在とみなされ、日本国憲法の下での自由と平等の権利を奪われてきたひとびとの歴史を明らかにし、その成果を人権回復の闘いに提供することを、川口の死に対する責任の償いとしてきた。もちろん、それはわたくしの勝手な思いに過ぎない。わたくしがどのように生きようと、川口の生命は蘇ることはない。しかし、生涯を賭けて川口の遺志を継承することがわたくしの歴史学である。これからも、そうした思いを貫き、研究を続けていくことでしか、わたくしの償いは果たせない。

川口大三郎は、1972年4月、早稲田大学第一文学部に入学し、第二外国語に中国語を選択、1年、2年とJクラスに所属した(1J、2J)。わたくしも、1972年4月に早稲田大学第一文学部に入学し、第二外国語に中国語を選択、Jクラスに所属した。わたくしにとり、川口の印象は実に豪快であり、早稲田精神の昂揚を謳う早稲田愛に満ちた男というものであった。

わたくしは、高校時代から部落問題や安保、沖縄、ベトナム反戦などの問題にも関心を持ち、多少、当時の高校闘争を経験していた。そして、学生運動や部落解放運動に参加することを求めて、早稲田大学に入学した。しかし、そこで見た学生運動とは、革マル派による暴力支配そのものであった。わたくしは、部落解放同盟神奈川県連合会の結成に関わるとともに、学内で革マル派の目を逃れながら狭山差別裁判糾弾闘争に参加した。Jクラスでも、部落解放運動や狭山闘争について学友に訴えるように

なり、川口も、それに応えてくれた。クラス内にも、革マル派の暴力支配への反発が強まり、革マル派に反対し、狭山闘争に参加しようという流れが生まれていった。

2年生になり、クラスの革マル派の自治会委員を圧倒的多数で不信任した。この一件で、自治会から2Jは反革マル派だとみなされてしまった。さらに、狭山事件の公判がある日、わたくしが呼び掛けて、語学の授業で集まった教室から2Jの学友たちが大挙して、部落解放同盟主催の狭山集会が開かれている日比谷小公園に向かっていった。もちろん、そのなかには川口もいた。革マル派は、わたくしたちが日比谷に向かうのを阻止しようとしたが、わたくしたちは革マル派の妨害を突破して文学部のスロープを駆け降りて日比谷に向かった。こうした行動により、2Jは、革マル派に敵対するクラスとして、ますます革マル派から狙われるようになった。川口は、こうして狭山闘争に参加するなかで、狭山闘争を重要な闘争課題としていた中核派に接近し、一時、その活動に参加するようになった。

狭山闘争の集会後、川口と酒を飲むこともあったが、あるとき、その場で、中核派の主張を唱える川口と口論となり、決別した。時期は1972年の夏であった。しかし、後期がはじまる頃、2Jの友人から川口が中核派と縁を切ったと知らされた。わたくしは、それなら、また、いっしょに闘えると喜び、川口と和解しようと思った。しかし、そのころ、わたくしは学外の活動で忙しく、ほとんど大学に行けなかった。そのため、川口と会う機会をつくれないまま時間が過ぎ、11月8日が訪れたのである。

11月8日の夜10時過ぎ、わたくしは狭山闘争のピラなどの印刷を終えて横浜駅にいた。そこに革マル派のヘルメットを被った大部隊が現われ、冷水を浴びたような恐怖を覚えた。彼らは、これから米軍戦車を相模補給廠から横浜ノースピアに運び、ベトナムへ送ることを阻止する闘争に参加するために横浜駅に集結していたのである。今、あの部隊のなかに、この日、早稲田で川口の拉致監禁、さらにはリンチにかかわった者もいたのではないかと思う。そして、11月9日の夜、わたくしは川口の死を知った。涙が止まらなかった。その涙は、川口の死への悲しみ、革マル派への怒りとともに、なぜ、自分ではなく、川口が殺されたのか、川口に申しわけないという後悔からでもあった。わたくしは、川口が狭山闘争に参加するきっかけをつくった。そして、狭山闘争に参加するなかで、川口は中核派に一時的にせよ接近し、それゆえ革マル派に虐殺された。わたくしが、狭山闘争に誘わなければ、川口の死はなかったかもしれない。この思いは、50年を経た今でも変わらない。わたくしにできることは、川口の遺志を継

ぐことしかない。遺志を継ぐとは、ひとつには政治活動において徹底的に暴力を否定することである。そして、もうひとつはジャーナリストを志望し、ペンの力で差別や戦争に反対したいと語っていた川口の思いをわたくしが継承することである。

早稲田では、革マル派に対抗して早稲田大学全学行動委員会（WAC）が結成され、わたくしもその一員となり、革マル派の暴力から自治会臨時執行部を守る「防衛隊」に配属された。WACには、中核派や解放派の活動家も参加していて、たしか、「防衛隊」の隊長は、第二次早大闘争で革マル派に敗れた解放派の活動家であった。彼らは革マル派の暴力に対する自衛と称して武装した。しかし、わたくしは、それは川口の遺志に反すると主張して武装を拒否した。鉄パイプで武装して襲撃してくる革マル派に素手で対抗するときは、凍り付くような恐怖を覚えたが、非暴力を貫徹した。非暴力は無抵抗ということではない。非暴力による抵抗である。

しかし、1973年9月15日、革マル派が社青同解放派の拠点であった神奈川大学を襲撃し、逆に解放派の反撃に遭い、東京大学と国際基督教大学の2名の学生が殺害された。この事件で、神奈川大学の解放派の学生たちが逮捕された。そのなかに、ともに神奈川で狭山闘争を闘っていた友人たちがいた。このことはわたくしにとり、大きな衝撃であった。川口の死から10か月後、わたくしは、「革命的暴力」による殺人の加害者とかかわりも持つこととなった。わたくしは、ますます非暴力の意志を強くした。

1974年6月、部落解放同盟神奈川県連合会が結成された。書記長となった敷本五郎は、学問の世界にも部落差別があることを重視し、わたくしに「神奈川の地から部落問題を理解する学者になれ」と言った。まさに、それこそ川口のもう一つの遺志を受け継ぐことになる。

ジャーナリストではないが、研究者として部落問題に取り組み、部落解放に貢献しようと決意した。敷本五郎の言が、わたくしのその後の人生を決めた。非暴力とペンの力で人生を賭けて差別と闘うこと、それがわたくしの川口へのせめてもの償いである。

註

- 1) 樋田毅『彼は早稲田で死んだ—大学構内リンチ殺人事件の永遠』(文藝春秋、2021年)。
- 2) ドナルド・ウイラー、高木正幸「対談 リンチを生み出した風土」(『朝日ジャーナル』第14巻第52号、1972年12月15日)、18～19頁。
- 3) 日本共産党中央委員会編『日本共産党綱領集』(日本共産党中央委員会出版部、1962年)、71頁。
- 4) 同上書、77頁、80頁。
- 5) 徳田球一『天皇制の打倒—人民共和政府の樹立』(文苑社、1946年)、3～5頁、10頁、12頁、44～47頁。
- 6) 日本共産党中央委員会教育宣伝部編『民主民族戦線と共産党』(暁明社、1948年)、80頁。
- 7) 日本共産党中央委員会編前掲『日本共産党綱領集』、80頁。
- 8) 野坂参三「平和革命論」(高沖陽造編『平和革命論』、三和書房、1946年)、13頁、16頁。
- 9) 日本共産党中央委員会教育宣伝部編前掲『民主民族戦線と共産党』、81頁。
- 10) 『第一回国会参議院会議録』第12号、101～102頁。
- 11) 神山茂夫『暴力と共産主義』(三一書房、1949年)、72頁、75～76頁。
- 12) 中北浩爾『日本共産党—「革命」を夢見た100年』(中公新書、2022年)、147頁。
- 13) 日本共産党中央委員会編前掲『日本共産党綱領集』、108～109頁。
- 14) 安東仁兵衛『戦後日本共産党私記』(現代の理論社、1976年)、156頁。
- 15) 宮本顕治『日本革命の展望—綱領問題報告論文集』(日本共産党中央委員会出版部、1961年)、211～212頁、215頁。
- 16) 公安調査庁「日本共産党の現状」(1960年3月1日、内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官「閣議資料」、1960年4月28日—国立公文書館所蔵—)、18～19頁。
- 17) 日本共産党中央委員会編前掲『日本共産党綱領集』、123～124頁、128～129頁、130～131頁。
- 18) 「第十一回党大会にたいする中央委員会報告」(『前衛』第312号、1970年8月)、67頁。
- 19) 中島誠、なだいなだ他「座談会 個と組織のはざまに」(『朝日ジャーナル』第12巻第35号、1970年9月6日)、102頁。
- 20) 島泰三『安田講堂 1968 - 1969』(中公新書、2005年)、138～139頁。
- 21) 『トロツキストの暴力にたいする正当防衛』(日本共産党中央委員会出版局、1969年)、9頁、26頁。
- 22) 日本社会党政務調査会編『日本社会党運動方針書』(君島書房、1947年)、6～8頁。
- 23) 『我等かく闘う—日本社会党一九四八年運動方針と一般政策』(日本社会党出版部、1948年)、6頁、29～30頁。
- 24) 山川均・向坂逸郎・高橋正雄『日本の革命を語る』(板垣書店、1948年)、1～3頁、49頁。
- 25) 同上書、58～59頁。
- 26) 同上書、62頁。
- 27) 同上書、71～73頁。
- 28) 同上書、193頁、197頁。
- 29) 向坂逸郎「「平和革命方式」の問題—社会党運動方針書森戸案への感想」(『評論』第34号、1949年7月)、19～20頁。

- 30) 米原謙「日本型社会民主主義の思想—左派理論の形成と展開」(山口二郎・石川真澄編『日本社会党—戦後革新の思想と行動』(日本経済評論社、2003年)、21頁。
- 31) 『社会主義協会テーゼ』(社会主義協会、1971年)、276～277頁。
- 32) 同上書、82頁。
- 33) 森戸辰男『平和革命の条件』(東京出版社、1950年)、153～154頁、157頁、159～160頁、162頁。
- 34) 憲法研究所編『革命と平和革命』(法律文化社、1967年)、236頁。
- 35) 日本労働組合総評議会「反戦青年委員会に関する質問とわれわれの態度」(『月刊社会党』第149号、1969年8月)、58～59頁。
- 36) 党中央執行委員会「反戦青年委員会に対するわが党の態度」(同上書)、55～56頁。
- 37) 東京教育大学新聞会 OB 会の H.P tue.news.coocan.jp/ebihara.htm。
- 38) 洞田勉「殺人集団ブクロ派を殲滅せよ」(全日本学生自治会総連合中央執行委員会・情宣部編『革命的暴力とは何か?』、こぶし書房、1971年)、17頁。
- 39) 高知聡「政治暴力論ノート」(同上書)、196～199頁。
- 40) 梅本克己「何を革命するのか—党派の論理と革命の論理」(『朝日ジャーナル』第12巻第35号)、98～100頁。
- 41) 高橋和己「内ゲバの論理はこえられるか・中」(『エコノミスト』第48巻第45号、1970年10月27日)、61～62頁。
- 42) 高橋和己「内ゲバの論理はこえられるか・下」(『エコノミスト』第48巻第47号、1970年11月3日)、69頁。
- 43) ドナルド・ウイラー、高木正幸前掲対談、24頁。
- 44) 「内ゲバにみるマヒと退廃 早大リンチ事件の悲惨な教訓」(『朝日ジャーナル』第14巻第49号、1972年11月24日)、106頁。
- 45) 早大全学中央自治会「早大文学部有志に答える—早稲田学生運動の右翼的・民青的反動に抗して」(『現代の眼』第14巻第5号、1973年5月)、172～174頁。
- 46) 日本革命的共産主義者同盟革マル派政治組織局編『革マル派五十年の軌跡』第2巻(あかね図書販売、2015年)、444頁。
- 47) 立花隆『中核 VS 革マル』上巻(講談社文庫、1983年)、166頁。
- 48) 全国部落青年戦闘同志会「日本帝国主義のアジア侵略を内乱に転化せよ」(『荊冠』第5号、1972年6月)、4頁。
- 49) 全国部落青年戦闘同志会「革命党と革命勢力の勝利的追撃こそ狭山「死闘の六ヶ月」の勝利のカギである」(同上書)、14頁。
- 50) 前進社出版部編『狭山差別裁判うち砕け—狭山差別裁判徹底糾弾・石川一雄氏即時奪還のために』(前進社、1973年)、106頁、108頁。
- 51) 日本共産党編『日本共産党の五十年』(新日本出版社、1975年)、「はじめに」、141～143頁、213頁、233～234頁。
- 52) 『第六十八回国会衆議院予算委員会議録』第22号、30頁。
- 53) 『第七十一回国会衆議院予算委員会議録』第5号、36頁。
- 54) 『第七十一回国会衆議院予算委員会議録』第15号、12頁。
- 55) 松井今朝子『師父の遺言』(集英社文庫、2017年)、75～76頁。